

令和2年第3回（9月）定例町議会

（第3日 9月3日）

令和2年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月3日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第40号 令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第41号 令和2年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第42号 西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第43号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第44号 西伊豆町林産物等販売施設等条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第45号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第46号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第47号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第48号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第 1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員（1名）

9番 堤 和夫 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	浄晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	鈴木	秀輝	君	総務課長	高木	光一	君
まちづくり課長	長島	司	君	窓口税務課長	渡邊	貴浩	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	松本	正人	君
防災課長	佐野	浩正	君	環境課長	鈴木	昇生	君
会計課長	森	健	君	企業課長	村松	圭吾	君
教育委員会 事務局 局長	真野	隆弘	君				

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 書 記 山本 征司

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、議案第40号 令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第40号 令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事請負契約の締結について。

令和2年8月12日指名競争入札に付した、令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 5,126万円 |
| 4 契約の相手方 | 賀茂郡西伊豆町仁科331番地の1
有限会社 国本組
代表取締役 国本正徳 |

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第40号についてご説明いたします。

資料を1枚おめくりください。議案第40号の説明調書となります。

議案第40号令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事請負契約の締結についてです。今回の工事につきましては、平成30年9月10日の集中豪雨で法面のモルタル吹付が崩落したので令和元年度で測量設計を実施しまして、今回改修工事を行うものです。

1. 工事概要

①地山補強工事（高強度ネット工・タフネスフォーマー工）A=321平方メートル

②モルタル吹付工 A=752平方メートル

③落石防止網工 A=1,170平方メートル

2. 工期

議会議決の日の翌日から令和3年3月26日までです。

1枚おめくりください。建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

もう1枚おめくりください。こちらの方は、説明資料図面1で工事の平面図となります。先ほど説明させていただきました①地山補強土工は図面のオレンジ色の箇所を施工いたします。地山補強土工はタフネスフォーマー工を施工し、地山表面の崩落や剥落を防ぎ、その上からロックボルトと高強度ネットで地山全体の円弧すべり等を抑える方法です。

タフネスフォーマー工は、モルタル吹付工のように吹付による法面保護工ですが、通常のもルタル吹付工は岩盤に施工しますが、当該地は土と強風化安山岩ですので、それに効果的な表面保護ができる工法となります。植物の種の入ったマットを敷き、その上から強力な接着剤を吹付け固めます。その後接着剤の隙間から発芽し、植物の根と接着剤により保護します。その上に高強度ネットとロックボルトにより、全体を抑えます。ロックボルトは直径22ミリ、長さ4メートルの異形棒鋼を82本施工します。地山補強土工の施工面積は321平方メートルとなります。

続きまして、②のモルタル吹付工ですが、図面の水色の箇所を施工いたします。施工面積

は752平方メートルとなります。

次ページの説明資料図面2をご覧ください。

標準横断面図となります。図面下側の緑色の部分が安山岩、その上の薄緑部分が弱風化安山岩で硬質で安定している地層となります。この箇所はモルタル吹付です。その上部の黄緑色の強風化安山岩及びその上の桃色の粘性土部分は風化が強いので先ほど説明させていただきましたタフネスフォーマー工や、ロックボルト及び高強度ネット工による地山補強土工を施工いたします。

続きまして、③の落石防止網工につきましては、1ページ戻りまして、説明資料図面1をご覧ください。図面左側のNo.ゼロからNo.1プラス6.0までの26メートルは覆式落石防止網工で、570平方メートルを施工いたします。No.1プラス6.0から、No.2プラス10.0までの24メートルはポケット式落石防止網工で600平方メートルを施工いたします。

ポケット式落石防止網工の上部は転石混じり土が見られるので、ポケット部分で転石等を受けとめ、町道への飛散を防ぎます。覆式落石防止網工の上部は、宅地等で転石などはないため、モルタル吹付工を行った法面部分を覆う落石防止網工となっています。モルタル吹付工で、安定しているとはいえ、バス通りで認定こども園も近くにあり、歩行者も多いので、より安全安心確保のため、二重の防護を行う形としています。現況も同様な形で施工されております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） はい。施工中の安全対策といいましょうか。道路のほうの安全という事では、仮設の防護柵の設置なり、当然図面にもないわけですが、説明もなかったわけですが、その必要性はないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 工事期間中は全面通行止めとして、路線バスは以前と同じように海岸通りを運行する計画でおります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この平面図を見ましても、伊豆海認定こども園がすぐ近くにあるわけなんです。いろいろ工事中の騒音等々については、いろいろな法令は当然守るとは思いますけども。工期を含めて、園の活動とか、あるいは保護者等々の不安につながらないような配慮とかは、どのくらい検討したのか。そのへんだけお願いします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのへんにつきましては、また園や教育委員会と連携しながら、そういった弊害がないような方向で進めていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほどから安全面のこと言われているわけだけど、これは主要、生活道路でもあるし、小学生、園の通園、通学路になっているわけで、これが1年も放置されてまして、また、梅雨時には、また崩落ということが懸念されたわけですけど、なぜもっと早期に工事を着工できなかったのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この議題を見ていただければわかるかと思いますが、これはあくまでも、防災・安全対策交付金事業ということで、国の予算を取りながらやっております。芹澤議員おっしゃるように、早期にやれということであれば、5,000万単費で出してやれば昨年たぶんできたんじゃないかと思いますが、やはり少しでも財政の負担を軽減しなければいけないということで、一昨年崩落をしましたので、昨年度設計をして今年度事業に取り掛かるというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） すみません。1点教えてください。この、説明資料の図面2の中で、何て言うんですか、私も、地層というのを始めて見たんですけど、この地層は白浜層群安山岩類というんですか。要するにあれですか、この伊豆半島のこの壁面、堂ヶ島とかずっと仁科地区から宇久須まであるんですけど、この相当そういう崩れやすいというふうに私は考えているんですけど、この我々の言う安山岩というのは、弱い地質なんですか。要するに強い岩でも崩れやすいとこと崩れにくいところがあるんですけど、もちろん早急に工事をやらなきゃならないということなんですけど、こういう吹付でやる、これから強くやるということで、

当然やるからにはやるんでしょうけど。この岩盤層とかそういうのは、どうしようもないというか、弱い地質でそういうのがあるというのがあるんですけど、そのへんがもしわかったら教えてもらいたいんですけど。要するに簡単に言えば弱い地層なのか、普通の地層なのか、強い地層なのか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほども簡単に説明しましたが、説明資料図面の2をご覧ください。この図面の下の一番濃い緑の部分とその上の薄緑の部分、ここの部分は一番上の部分と同じ安山岩、岩質で言うと安山岩ですが、下の部分とその上の2層の部分は比較的風化が進んでなくて非常に硬いというふうに専門家は判断しました。それで、その上の黄緑色の部分が下の部分に比べて風化が激しいというので、ここの部分とピンクの部分は一般的にいう土ですので、ここの部分はちゃんと保護して覆う工法がいいということで、今回こういう工事となりました。

堂ヶ島の、この間国道136号線の崩落した所がありましたけど、そこの部分も土木事務所の方に聞いたら、下の部分は比較的固い部分だよと。ただ、上に行くに従って、だんだん風化が激しくなって脆くなっている所が多いのかなというお話をいただきました。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 3点聞きたいんですけど、分けて聞いた方がいいですか。

1点目。まず先ほど交付金事業ということですが、これの財源内訳をお願いします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 交付金が55パーセントになります。残りが一般財源になります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 了解しました。2番目、落札率ですけど、これ税抜きでいきますと4,660万円。予定価格は4,740万。99.06パーセント。その他の2番札以降は、この予定価格を上回っていると。この次にやる41号議案もそうですけど、予定価格を下回る業者が一者、それ以外はすべて予定価格を上回っている。そしてある程度想定できる、これは自分です、想定できる業者が取っている。しかも落札率が非常に高い。こういう事業がここのところ、この2件を含めて続いている。こういう状況について、当局はどういうふうに考えていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 落札した金額が予定価格に近いというのは、設計の図面がしっかりと綿密に組まれているのかなという取り方もございます。以前高橋さんは、頭をチョキッと切る歩切り（ぶぎり）をするなというようなことをおっしゃっておいりましたので、私達は今そういうものは一切しておりません。ですから、もし以前のように歩切りをしていたら、この両2件は落ちていないというようなこととございますので、ある程度業者さんもそういった昔に比べれば厳しい施工ではない状況で入札をされているという部分もありますし、またいろいろな所から、このコロナ禍の中で人員が確保できないとかということ、遠くまで仕事に來れないというような事情もあるのかもしれない。そういったものは会社の事情がありますので、私達にはよくわかりませんが、あくまでも設計がしっかりしているので、落札率が100に近くなっているのではなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） その見解については、ある程度納得できる部分もありますけども、もう少しやっぱり静観していきたいというふうに思います。それから3点目、予算の時に聞けばよかったんですけども、この町道の改修で8,100万という予算なんですよ。ここで5,000数百万出てまして、残りの柴松ヶ坂、これ町道の改修舗装です。これはどのぐらいの予定の価格、予算上で結構です。この8,100万の内訳をその時間なかったものですから、僕だけ失念しているのかもわかりませんが、8,100万の内訳、この工事と柴松ヶ坂の内訳を教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 柴松ヶ坂線が予算上では2,700万円ほどございます。それ以外にもまだほかの町内いろんな要望箇所とか、岩谷戸地内の道路管理なども行いますので、そういうのが残りの金額になります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） いや、ちょっと今の違いますよ。僕が聞いているのは、工事請負費補助事業で8,200万円、これに田子安良里線法面改修事業等、芝松ヶ崎線改修事業が含まれていると。それから今課長が言ったほかの町道維持工事というのは900万円です。ですから、この2,700万これでいいわけですか。つまり逆に言うと、5,400万の当初予算に対してこういう金額で契約しましたよということですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そうです。ただ、田子安良里線の実際的设计額は高橋議員も

入札結果表をご覧になったから、ある程度分かるかと思いますが、予算上の田子安良里線の予算上の数値と実際に測量設計をやって出た設計の数値というのには、若干差がございます。

○議長（山本智之君） 予算、いいですか。もう一度。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） いや、予算上だから、この今回の工事と柴松ヶ坂線の工事の合わせて8,200万というのはどういう内訳になってますかということ聞いたんで、ちょっとピントがずれてますよ。当初に言った2,700万ですか。これが柴松ヶ坂線の工事ですよと答えてくれれば、それでいいです。あの、わかりましたのでけっこうです。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第40号 令和2年度防災・安全交付金事業（町）田子安良里線法面改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第2、議案第41号 令和2年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第41号 令和2年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結について。

令和2年8月12日指名競争入札に付した、令和2年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和2年度 農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事
(安良里地区) |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 5,720万円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県沼津市三園町4番43号
株式会社 岩城商会
代表取締役 岩城隆史 |

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第41号についてご説明いたします。

資料を1枚おめくりください。議案第41号の説明調書となります。

令和2年度 農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結についてです。今回の工事につきましては、陸閘の改造及び機側操作盤の交換が主な工事となっております。

1. 工事概要

- ①水門電気設備機器更新及び被制御所内コントローラー盤改修工事

水門 2基、機側操作盤交換 2基

②陸閘全閉検出装置工事

陸閘 7基

③配線工事

電気・光ケーブル配線（被制御所から各陸閘）

電気ケーブル延長 L=3,159.6メートル

光ケーブル延長 L=1,723.4メートル

2. 工期

議会議決の日の翌日から令和3年3月26日までです。

1枚おめくりください。建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

もう1枚おめくりください。こちらの方は、説明資料図面1となります。工事個所が赤く示してあります。

1枚おめくりください。説明資料図面2となります。先ほど説明させていただきました①水門電気設備機器更新及び被制御所内コントローラー盤改修工事は、図面左側の浦上水門と、図面右側の宮川水門の遠隔操作化を行います。機側操作盤は各水門の操作室内にあります。被制御所は中央公民館2階です。

②陸閘全閉検出装置工事は、説明資料図面1をご覧ください。図面右側の赤字で記載されています坂本1号陸閘、坂本3号陸閘、坂本4号陸閘、向田1号陸閘、それとページを1枚めくって、説明資料図面2をご覧ください。右側から安良里4号陸閘、安良里6号陸閘、左側の安良里12号陸閘の合計7基の手動陸閘の開閉状況を遠隔監視する工事となります。被制御所で陸閘の開閉状況の監視確認はできますが、手動陸閘のため、遠隔操作による陸閘の開閉はできません。③の配線工事は、中央公民会2階にあります被制御所から、各陸閘への配線工事となります。電気ケーブル延長は3,159.6メートル。光ケーブルの延長は1,723.4メートルになりまして、前年度に配管工事を実施した管の中に配線工事を行います。

なお安良里漁港の全体計画では、令和4年度完了予定となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 単純な質問で申し訳ないんだけど、配線工事の全線ケーブルが3,159メートル、光ケーブルが1,723メートルですか。それぞれのケーブルの役割とその金額を教えてくださいませんか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず電気ケーブルのほうは、2回線といいたいでしょうか、2種類ございまして、100ボルトと200ボルトの2種類になります。それで100ボルトのほうは、操作盤のほうを動かす電気になります。それで200ボルトのほうは、水門や陸閘のモーターの動力の部分を動かすものになりますので、電気ケーブルは2回線というような感じになります。光ケーブルの方は、だいたい距離的には2回線分と同じですけど、地震なんかがありまして、安良里にあります中央公民館の2階に被制御所がありますので、そこで震度を感知して震度5強以上になると自動的に陸閘水門を閉めなさいという命令といいたいでしょうか、そういったものが光ケーブルを通じて各施設に行きますので、それで地震を感知して自動的に閉まるというような仕組みになっております。それぞれそういった役目を光ケーブルと電気ケーブルが担っております。

金額ですが、電気光ケーブルの配線で両方で2,200万円ほどの、全部の工事費を含めて、全部諸経費を含めて設計額ベースでおおよそですけど、2,200万円ほどの金額となります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 光ケーブルの信号線に使うというのは理解したんだけど、これは別々の単価はわからないの。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ケーブルのメーター単価でよろしいのでしょうか。それとも全体の単価。

休憩を。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時11分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほどの説明ですけど、光ケーブルのほうが全体で660万円ほどで、1メートルあたり3,830円ほどです。もう一つの電気ケーブルのほうが1,540万円ほどでメーター単価が4,870円ほどとなります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） けっこう光ケーブルって高いんだけど、これ耐震性は充分あるということでもいいわけですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 防護管なんかで守られているので、それも考慮して設計をしております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 1点目は先ほどの関連ですのでこれは割愛します。まず最初に、津波防災ステーションの工事というのは当初1億円、予算ではみてますけども、その約6割ぐらいですよ。今期にこれの継続事業なりなんなりを予定してるのかどうか。1億円予算があるのに今回これで終わりなのか、その点、まず1点お願いします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 当初予算で1億円ほど見込みでしたが、県のほうの補助金がそれだけ付かなかったと思うので、事業費、その分を町単でやると経費が掛かるもので、今回の金額、設計にしました。ただ入札差金が出たので、その部分を別の工事、ほかの工事に振り替えるかもしれません。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の点は了解しました。2番目は先ほど芹澤議員のところから出た配線工事ですけど、この工事、これは光ケーブルといわゆる電気の電源工事なんですけども、この工事というのは、その布設するのに特別な資格、これが必要なんでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 特別な資格があるかどうか、そのへんわからないので、確認したいので休憩をお願いします。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時21分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほどの質問ですけど、通常の線を管の中に通すのは、特に資格は不要ですけど、それなりの熟練がある方にやってもらうようになります。ただ、線を接続したり電気を通電させるためには、電気工事士の資格が必要となります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そのとおりですよ。そうだとすれば、これは町内の電気事業者でも充分できる仕事。現に過去のいろんな仁科、沢田等田子等をみてみますと、実質的には町内の業者がやっているんですよ。そうすると、2,200万円の工事ですけども、こういうのを分割発注できるという考え方にはならなかったですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 分割発注すると全体の工事費が高くなりますので、今回は特に分割発注というのは、考えずに発注を行いました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 分割発注すると、費用が高くなるという、その内容がよくわからないんですけど。例えばこれなんかは、今言ったように制御盤コントローラー、こういうところは、正誤性というか、ずっと同じメーカーの同じようなシステムの中でやるというんで、これは分割発注するというのは基本的には無理ですよ。無理というかしないほうがいい。けども、こうやって単純にできている配管に通線をする、それから接続をする。これはもう充分にできる話で、極端なことを言えば、下請けで町内の事業者がやっていくとすれば、それが取ったって、つまり下請けというのはある程度割り引いて出すわけですから、それを考えたって、これ町内で分割してやらしてみる。その中でこの業者が取る分には構わないじゃないですか。でも、町の業者にもチャンスをやっぱり与えてもらいたいという意味で聞いたんですけど。もう一度、答弁を。

○議長（山本智之君） 産業建設課長、どうぞ。

○産業建設課長（松本正人君） まず一般的に工事の諸経費の関係が、直接工事費が低い方が諸経費が高めになりますので、例えば5,000万円のを2,000万円ずつに分けて発注する場合で

すと、諸経費の関係で高くなるもので、それで高くなるのでそれを一緒にやると高くなるという、そういう意味で話をしたわけです。後のほうですけど、そのへんは高橋議員がおっしゃられるように、この地元業者にやってもらうという事も一つの、いざという時にはそういったことも必要、地元の人に見てもらおうことも出してもらおうかと思っておりますので、可能でしたらそのへんはまた、協議して考えてみたいと思います。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） たぶん、最初からそういう選択肢がないんじゃないかと思うんですね。先ほど地震の時大丈夫かというのがありましたけど、地震の時、じゃあケーブルどこが断線してる可能性があるよといった時に、見るのはどっちみちこの工事をやった地元の業者の可能性が非常に高いわけじゃないですか。そうすると、もちろん下請けでやろうが自分らが直でやろうがその点については一緒なんですけどね。いかにも別に出すと高いという、今までの観念だけで決めたとしたら、それはもう一度考えなおして、今後の事業については、やっぱり地元の業者ができるところはなるべく分割して発注して地元業者の仕事を増やすということも考えてやってもらいたいと思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 高橋議員のおっしゃることもごもっともでございますので、今後検討はしたいというふうに思いますけども。一連の工事を出す上では、たまたま今回お取りになったのが岩城商会さんということになりますので、工事一括をまずこの岩城商会さんが管理をした中で、配管工とかそういう電線とかというのをやられているということで品質に関しても、岩城商会さんがたぶん責任を持ってやっていただけるのかなというふうに思います。

ただ、今度分割発注する時には、全体の工事の管理はじゃあ誰がするのかということになると、役場がしなければいけないとか、いろいろなことも出てくるかもしれませんので、総合的に考えた中で分割発注をしても、そういったものに影響がないということであるのであれば、地元の業者さんに個別に発注をかけるということも可能なのかなというふうに思いますので、今後検討をさせていただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 2点お伺いいたします。1点は先ほど説明がありました完成時期が令和4年度ということで、1年ごと、1年ごと延びているような感じがするわけですが、今後2年間で主だった仕事はこんなのがありますよというのがありましたらお知らせください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この津波防災ステーションの工事に関しましては、元年度と今年引き続きやっているわけですが、去年も同じように津波防災ステーションの工事をやりました。その時に、私もたしか加藤議員のおっしゃるように、あと2年で令和3年で終わりますというような説明をしたかと思えますけど、先ほど高橋議員から質問がありましたように、県の補助が付かなかったもので、思ったように町の方が希望してた工事量が進まなかったもので、1年間延びて施工するような形になりました。

残工事ですけど、これから坂本2号の陸閘がまだ今手動で残ってますので、その自動化と、被制御所に監視カメラを各陸閘の所に置いて、それを被制御所で監視しながら操作できるようにするような工事や、県やなんかと相談しまして、超寿命化計画というのを道路なんかも造ってます。道路とか橋梁の長寿命化をやってますので、こういった漁港施設も今後計画していかないとならないもので、そういったものを県と協議しながら進めていくような形になります

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 残り工事についてはわかりました。今回の工事で、②の陸閘全閉検出装置工事7ヶ所あるわけですが、これが全て要は手動といいたいまいしょうか、人力でなければ閉めることができない施設ですから、被制御所で開いている開いていないの監視をするということだと思うわけですが、実際問題の中で、いや開いてる、とした時に閉めてくれれば一番良いわけですが、そこに当然監視した人が行くわけにいきませんので、それぞれの陸閘の所で、開いてるよというふうなことを示すような、音なり、光なり、そういう施設装置はここには付いていませんか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そういったものは付きませんが、震度5強以上になりますと自動的に閉まるようになります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 加藤議員のおっしゃっていることは手動でございますので、地震がいくら来ようが勝手には閉まりません。おっしゃるようにここが開いている、閉まっているというのは、その近辺ではわかりません。その窓の所に行けば開いているね、開きっぱなしだねというのはわかりますけども、ほかからはわからないので、それをお知らせする手段はありません。

逆にこれをすべてやっつけてしまいますと、安良里から田子、仁科にかけて手動がかなりございます。そうすると、また莫大なお金が掛かるということになりますので、手動のこの陸閘につきましては、極力閉めた状態で日ごろお使いいただき、使う時だけ開けてご利用をいただくという方法を徹底していただかないと、これは造ったはいいけども、宝の持ち腐れになるという可能性もございますので、住民の皆さまにもよくご理解を頂いたうえで、活用していただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 答弁の中でちょっと。手動の陸閘の所に、監視カメラというのはないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 監視カメラがついているのは、遠隔、要は被制御所で門扉を開閉する時に危険で、要は挟んでしまうとかいう危険があるかないかということも監視をしなければいけないので、遠隔できるものについては監視カメラはついています。ただ手動の場合は自ら閉めますので、人間がそこにいる設定でございますので、監視カメラというのはついていない。あくまでも何かを監視するのではなくて、開け閉めをする時に、そういう事故が起こるか起こらないのかを監視するためのものがございますので、そういった状況になっております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） そうすると、閉めてあるという、いわゆるマイクロスイッチなり何なりの信号は、被制御所には来ているわけですね。ですから加藤さんの言う現場で、現場にいる人が、あるいは近くの人がわからないけども、被制御所ではこの陸閘が開かっているというのはわかるわけですね。確認だけです。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第41号 令和2年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第42号 西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第42号 西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町潮騒ギャラリー館条例（平成17年西伊豆町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは、議案第42号についてご説明いたします。

この条例は、西伊豆町の関係人口等の増加を目的に、田子地区の潮騒ギャラリー館“銀鱗”の設置目的の一部を改正するとともに、賃貸借契約による貸出が可能となるよう西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正したいものでございます。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正する条例。

西伊豆町潮騒ギャラリー館条例（平成17年西伊豆町条例第14号）の一部の一部を次のように改正する。

まず、本則中全般にわたり、「使用料」を「賃借料」に改正いたします。

次の第1条以降の改正内容につきましては、次のページの新旧対照表で説明いたしますので、2 ページをご覧ください。左側は現行、右側は改正案で、下線部が今回の改正したいところとなります。

まず、第1条中「地域に訪れる方々の「休み処」及びまちづくり情報発信拠点」を、「まちづくり情報発信拠点及び関係人口の獲得を図る場」に改正したいものでございます。

続きまして、第4条第2項の次に第3項として、町長は、第1条の趣旨に支障のない限り、自治会等に貸し出し、利用させることができる。を追加したいものです。この条例におきまして、第4条第1項にギャラリー館の管理及び運営を自治会等に委託することができるという規定がございますが、契約等による貸し出しを可能とする規定がないことから、この1項を追加したいものでございます。議会全員協議会でもお話させていただいたとおり、今後の潮騒ギャラリー館については、西伊豆町出身で東京と西伊豆町で会社を営んでいる方に、賃貸借契約により貸し出しをした上で、施設の管理、運営等すべてをお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、第5条中、別表のとおり徴収するものとする。を賃貸借契約に定める賃貸料とする。に改正したいものであります。なお、賃借料につきましては、現在協議中ですが、月額1万円とさせていただきたいと思っております。

次に3 ページをご覧ください。第8条第1項の次に第2項として、ギャラリー館の利用の許可を受けた者は、速やかに町長と契約を締結しなければならない。を追加し、また、第9条第1号の営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。を削除し、第2号を第1号に、第3号を第2号にしたいものでございます。

続きまして、第12条見出しの委任をその他とし、条文の一部についても改正を行いたいも

のでございます。

続きまして、別表ですが、第5条の改正によりまして、別表が不要となることから、今回は削除したいものでございます。改正点は以上となります。

次に、改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。資料お戻りいただき、1ページをご覧ください。

施行期日ですが、この条例は、交付の日から施行し、改正後の西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の規定は、令和2年7月1日から適用するものでございます。令和2年7月1日に遡り、適用させる理由でございますが、申請者が実際に“銀鱗”をコワーキングスペースとして使用し始めるのは、10月以降を予定しております。しかし、会社所在地の切替等の手続きのため、契約を7月1日からにしたいという申請者からの要望があったことや、6月末までは、実際地域おこし協力隊がこの施設を使用していたことなどから、これまでに至る経緯を踏まえ、条例の適用を7月1日からとしたいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 賃借料の件ですけど、月額1万円にしたいというんだけど、これ業者が変わったらまだ交渉する余地があるというか、そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 議員のおっしゃるとおり業者がもし変わる場合は、その都度協議をして賃貸借契約取得の中で規定していきたいと考えています。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 3項の、「自治会等に貸し出し」という文言なんですけど、これ実際のこの施設を東京の経営者の方が借りて使っていた場合に、そのスペースのどこかを自治会の方達が利用する可能性というのはあるんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今、その業者の方と契約する関係でいろいろ協議を行って

いるところでございますが、例えば地元の方がお借りしたいといった場合に、スペースがあればお貸しはできるんですけども、実際のところコワーキングスペースとして使用しますので、なかなかそういった場所というものは見つからないというか、今回の業者に限って言えばちょっと難しいのかなという話はしております。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうした場合に、その自治会等に貸すとなった時の前提でお聞きしますが、その下の「賃貸借契約書に定める賃借料とする。」要はお金を払うということになるわけですが、この自治会等で借りる方も、その対象で、その方たちはそうなった場合は、ここでいう契約書を交わさなければいけないんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今後の使用方法につきましては、原則自治会というか、いわゆる地域の方々がその場所をお借りするという前提というのは、ちょっと難しいというふうに判断しておりますので、もし仮に今まで例えばラジオ体操とかそういったところで使っていた場所については、“銀鱗”以外の場所ということで、今後お話のほうを進めさせていただければというふうに考えております。

“銀鱗”は、先ほどお話したとおり、ラジオ体操だったりとか笑いヨガ等の団体がこれまで使用しておったんですけども、ラジオ体操につきましては、コロナの関係で今現在休止しております。その間に地域おこし協力隊が退任をし、現在では管理人が不在となっていることから、実際使用していない状態です。

笑いヨガについては、公民館のほうに移動していただいておりますという形があります。写真同好会についても、昨年度までは4回ほど写真展等を開催していましたが、今年度はコロナの影響により開催はしておりません。会長等にも相談したんですが、別の場所で開催をしていただけないかということを含めて協議をしております。

どの団体につきましても、どうしても“銀鱗”でなければならないというものでもないという状況の中で、“銀鱗”は1954年に建築された建物でございます、既に66年も経過して老朽化もかなり進んでいる状況でございます。将来的にこの施設を使いたい企業というのであれば、譲渡という方向で検討していきたいですし、なければ、近いうちに解体等も含めて検討もしていく必要があるのかなという町の意向もお伝えしながら、町民の方とは協議していきたいかなというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 6番。加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） たいへんな丁寧な回答をしていただいておりますが、現実の問題としまして、単純にその自治会等の方たちが借りる場合に、賃貸借契約書も必要で、尚且つ有料かというふうなことをお聞きしたいですが。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 自治会等の賃貸借の場合に契約が必要になるかということでございますけれども、そもそも自治会等との貸し出しを、今後は“銀鱗”のほうではしないという前提で進めていきたいというふうに考えておりますので、もし仮に地域の行事等で何かその場所、いわゆる今まで“銀鱗”で使っていたものをやりたいという話があった場合には、例えば公民館を使っていたとか、町づくり協議会、それから社協等と連携を図りながら、ほかの場所を提供ができればというふうに考えておりますので、その場所で賃貸料というのは、今後発生しないというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番。山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、月賃貸料1万円という契約の中で、ギャラリー潮騒、非常にもう60年以上過ぎて古い施設であるという話もあるんですけど、その中で修繕とかの話も当然朽ちてくる施設ですので、いろいろ出ていくと思うんですけど、そのへんについての相手側との話というのはしているわけなんでしょうか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 契約される方も当然そのへんは承知をされておまして、例えばどういうふうな形になった時にどうするのかというものについては、契約書の中でそのへんは謳いながら調整はつけていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） そもそも借りる側の民間事業者でちょっとイメージがわからないんですけども、あそこで何をやろうというふうに、教えてください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今現在コロナ禍の中で、ワーケーションに対応したワーキングスペースの貸し出しというのが全国各地ではやっておりますけども、東京の会社が何社か、“銀鱗”を使って、ワンフロアに今まででしたら個室とか部屋を分けて、それぞれ事務所をレンタルスペースを作ってやっていたのが主だったんですけども、今回のワーキ

ングスペースというのは、ワンフロアの中に机、それから椅子とを共有しながら、そこで仕事をするというようなスペースを提供するという形を取っていきます。ですから、今想定しているのは、東京の方から10社程度、お声を掛けていているというお話は伺ったんですけども、そういう会社がバケーション、それから仕事のワークを一緒にできる場所として、その“銀鱗”を使用していくという形を考えております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第42号 西伊豆町潮騒ギャラリー館条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第43号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第43号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町手数料徴収条例(平成17年西伊豆町条例第55号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第43号についてご説させていただきます。

本件は、この本条例中2ヶ所の条項を削除させていただく内容の改正でございます。

議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

下線部の部分が改正の箇所となります。最初に第2条第10号です。新旧対照表の左側の現行欄で(10) 個人番号の通知カードの再交付、1枚につき500円となっているところを削除して、以下11号から51号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。こちらは令和2年5月25日にデジタル手続法により個人番号の通知カードが廃止されまして、これにより通知カードの再交付そのものを実施しなくなりましたので、手数料を今後発生しないということから、削除するものでございます。

なお、参考ですけれども、通知カードは今回これで廃止されましたけど、それ以後、これに代わる個人番号カード通知書というものが、新たに郵送されております。これは中身が個人番号、氏名、出生の生年月日、通知書の発行日が記載された書面が送られているということになります。

続きまして4ページをお開きください。

第6条第1項です。地方公共団体、学校又は動物園等において試験研究又は公共用施設の用に供するため、飼養するものについては申請により第2条第33号の手数料を減免することができる。となっているところを削除し、第2項を第6条とするものです。こちらは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正によりまして、平成24年4月1日から新規の鳥獣の飼養については許可できなくなっております。許可証の更新はできるんですけども、この第6条1項に規定する案件というのはなかったことから、今後これが該当する案件が発生することがないため、同じく削除するものでございます。改正内容はこの2点となります。

資料戻っていただきまして、1 ページの附則の部分をご覧ください。

改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。施行期日ですけど、この条例は、交付の日から施行します。

以上で説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第43号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第44号 西伊豆町林産物等販売施設等条例の一部を改

正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第44号 西伊豆町林産物等販売施設等条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町林産物等販売施設等条例（平成17年西伊豆町条例第120号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第44号についてご説明いたします。

1ページお開きください。

西伊豆町林産物等販売施設等条例の一部を改正する条例です。

今回の改正理由は、西天城高原キャンプ場の解体に伴い、施設を削除したいものです。また、林産物等販売施設、牧場の家の付随施設であります事務所兼倉庫の有効活用を目的に、この条例から外しまして、施設の貸し出しが可能となるよう、条例の一部を改正したいものです。

まず条例の目的をより明確にするため、題名を西伊豆町林産物等販売施設等条例から、西伊豆町林産物等販売施設等管理条例に改正したいものです。

第1条以降の改正内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明いたしますので、3ページをご覧ください。3ページ左側は現行、右側は改正案となります。

第1条中、キャンプ場及びこれに付随する施設を削除したいものです。

続きまして文言修正として、第2条中別表第1を別表1に改正し、第7条中別表第2を別表2に改正したものです。

続きまして、指定管理者以外も対象するため、第10条の見出し中、指定管理者によるを、施設の、に改正したいものです。また第10条第2項中、前項を第1項に改正し、同項を第3項とし、第2項として、前項の規定を適用しない施設については、町が認める法人その他の

団体に貸出すことができる。を追加したいものです。

次に4ページをご覧ください。

第3項の次に、第4項として、第2項の規定により町が認める法人その他の団体に貸出す場合における必要な事項は、賃貸借契約書により定めるものとする。を追加したいものです。

続きまして、第11条第1号(1)別表1に掲げる施設のうち、林産物等販売施設「牧場の家」及び休憩休養施設の管理及び運営に関する業務に改正したいものです。

続きまして、文言修正として、第13条の見出しを、(委任)から(その他)に。本文を第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。に改正したいものです。

続きまして、別表第1を別表1に改正し、表中の西天城高原キャンプ場及び事務所兼倉庫を削除したいものです。

続きまして、別表第2を別表2に改正し、表中の第4号を削除したいものです。

次に、5ページをご覧ください。

この条例改正に伴い、西伊豆町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(平成17年西伊豆町条例第58号)の第2条第6号中、林産物販売施設、休憩休養施設及びキャンプ場を林産物販売施設及び休憩休養施設に改正したいものです。

改正点は以上です。

1ページの改正条文にお戻りください。附則としまして、この条例は、交付の日から施行となります。

以上で、説明を終わります。

○議長(山本智之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番(増山 勇君) 4ページの別表の中の西伊豆町大城林産物販売施設、そして尚且つ、その二つですね、林業等販売施設「牧場の家」と書いてありますね。それと休憩休養施設と。具体的にどこのことを示しているのかというのを教えてください。

○議長(山本智之君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松本正人君) 別表第1にあります、1番上にあります西伊豆町大城林産物等販売施設につきましては大城の丹野平に登っていくまでの手前の所に広い駐車場と建物があるかと思えます。それが林産物等販売施設になります。その下の林産物等販売施設「牧場

の家」は、今指定管理をしております牧場の家になります。休憩休養施設は牧場の家にあります施設のことになります。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 場所とかそういうのはわかるんですけど、もう一つ聞きたいのは、この大城の林産物販売所、今現況は、どこが管理してどのような状況になっているんですか。今後、これが本来で言う時の林産物販売施設になっているのかということですよ。あえて言うならば、この当時も、私は知りませんが林業の補助金をもらって造った施設だったと思うんですよ。いつの間にか今見ると、本当に朽ちて何も使っていないような状況がこの数年間あるんですよ。今後どういうふうな管理や運営をしていくのかということなのかというのが、その点がわかれば教えてください。

それともう1点、牧場の家の休憩休養施設というのは、これいったいこのことを指しているのか。その点を再度お聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 大城の管理の件につきましては、担当課長から答弁をさせます。牧場の家の休憩休養施設はコテージがあると思いますけど、そこを指しております。大城の林産物の販売施設につきましては、増山議員のおっしゃるとおり、もう朽ち始めておりまして、丹野平に行かれる時に、たまにトイレにご利用のなる方はいらっしゃるのかもしれませんが、だいぶ床も結構緩いような状態でございますので、今後あの施設をずっと活用することは可能かという、なかなか難しい部分もあるかと思います。

ですから、以前から出ているように、公共施設が多いというのに、こういったものが当然含まれてくるわけですから、本当に必要でないものにつきましては売却をするなり解体をするなりというふうなことで、公共施設のスリム化という事も今後当然必要かなというふうに思っておりますので、そのへんは今管理されている方、また地区の方と相談した上で廃止などについては検討していきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 大城の林産物等販売施設につきましては、今現在ほぼ活用がなく、月見の会とかそういった時に行く時には、そこでトイレがまだ使えますので、トイレとしての活用はしてますけど、そこでの販売というのはもうここ10年近くは、そういった販売業務というのは行っておりません。それで今後先ほど町長が説明しましたが、また地区の方々と相談をしながら今後それをどうするか、必要によっては取り壊しも含めて協議は進め

ていきたいと思っております。

すみません。管理のほうは、大城の地区の方をお願いをしております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） あえて聞きますけども、地区の方というのは大城区に管理をお願いしているのか。その点を再度お聞きします。それでもう一つ気になっているのは、ここにはないのかもしれませんが、牧場の家とその下に昔、もう今ありませんけど、小屋というか、林産物販売等の施設が今でもあると思うんですけども、それすらもなんにも使ってないように思うんですけどね。その点はどこか管理しているのでしょうか。正式名称を私知りません。当時賀茂村で造られたのは、たぶん同じような施設だと私は思っているんですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すみません。増山議員のおっしゃっているその建物が、西天城高原の中ではわからないので、ちょっと勘違いされているのではないかと思うんですけども、僕の記憶が正しければ、もう一箇所確かにあったはあったと思います。神田をちょっと登っていった所の上のほうにそういったものがあったんじゃないかというふうに記憶しているんですけど、そのことをおっしゃてられておられるのか。そこだけ確認をさせてください。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） そのことを言っているのではなくて、牧場の家のキャンプ場、その下に今大型遊具、今ありませんけども、その間にある施設なんですよ。今もうシャワー、建物、もうなくなったんですか。そのことを言ってます。あの神田のことではありません。なければいいんですけど、あるよね。造ったでしょう。ちょうど大型遊具とですね。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時16分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど増山議員からお話がありました牧場の家の下のカーブの所につきましては、詳細が今確認できませんので、また後程回答させていただければというふうに思っております。大城の林産物等販売施設の管理につきましては、グリーンツーリズムの

皆様に管理を今までお願いをしておったということでございまして、先ほど課長が言いましたように、今年はコロナの影響などございまして、お月見の会等はございませんけども、あった時にはそちらの方たちが利用されるということもあって管理をお願いしているということがあるようでございます。

○議長（山本智之君） よろしいですか、増山議員。

ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 条例の中身についてお聞きしたいですが、1ページの中段にあります2項の中に、前項の規定を適用しない施設とありますが、これは具体的に何を指していますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この前項の規定を適用しない施設について、町が認める法人その他ということになりますので、前項の規定によりというのは、第10条の規定になります。これで指定管理者以外の人に貸出す場合ということになります。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。続けてどうぞ。

○産業建設課長（松本正人君） 法人その他の地方自治法の規定により、その他の団体であって町が指定するもの、指定管理者を指しますので、それ以外のものということになります。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） あの、私がお聞きしたいのはね、この前項の規定を適用しない施設、と書いてありますよね。この施設はどれなんだろうということなんですけど。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうしますと、私のこの後の質問に繋がるんですが、この第1条にキャンプ場及びこれに付随する施設とありますよね。これのことではないかということを知っているんですけど、違いますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今回外した施設がそれに該当するかと思います。ここにある施設以外ですので、別表1に残った施設以外の施設ということになります。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） たぶん私の考え方と一緒に思うんですけど、そうしますと、私が違

っていたら指摘してください。第1条中に「、キャンプ場及びこれに付随する施設」を削るとありますよね。それで第13条に、真ん中で、西天城高原キャンプ場及び事務所兼倉庫の項を削る。というふうになっていますので、この条文から、キャンプ場及びこれに付随する施設イコールだと思うんですが、西天城高原キャンプ場及び事務兼倉庫を削るの、この施設が、この条文の中からはなくなるということではないかと思うんですが、違いますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのとおりになります。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうしますと、この2項と4項に関わるわけですが、条文からこの事務所兼倉庫が外れたということは、この条例の中で事務所兼倉庫のことを謳ってはいけな
んじゃないかと指摘したいんですが。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） たいへん申し訳ございません。私のところに全文の書いてある条例がないものでわからないんですけども、議員のご指摘がされていることは、たぶんごもっともなんだろうというふうに思いますけども、そもそもこの条例を今回出させていただきましたものは、牧場の家の事務所兼倉庫とされているものを、指定管理に今付随施設としてなっているわけでございますけれども、そこを外し、削除をさせていただいて、そうすると今度は事務所兼倉庫は残ります。それを指定管理者じゃないところに貸し出しができるような形を取りたいということで、条例改正をさせていただいておりますので、今この手元のところには改正条文の所は載っております。改正条文の以外のは載っておりませんので、そこにどういったものが書いてあるのかは私ははっきりとはお答はできませんけども、一応この指定管理者になっている牧場の家の付随施設を外して、外したものを第3者に貸し出しができるようにしたいということで、この改正条文を今出させていただいております。場所につきましては、宇久須神社の近くにありますが事務所兼倉庫でございますけども、これを貸し出せるようにするためには、これを削らないとできないということでご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 目的は説明を受けてわかりました。ぜひ条文の中身を、今回はこれで

行くとしても、一度確認をしていただければと、そんなふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第44号 西伊豆町林産物等販売施設等条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第45号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第45号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,345万7,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ85億8,238万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは、議案第45号 令和2年度一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものですが、歳入につきましては新型コロナウイルス対策事業に係る地方創生臨時交付金等の増額、誘客のための実証事業交付金、また、デジタル手続法及び戸籍法改正に伴うシステム改修業務、それから林業構造改善事業、豪雨災害、復旧工事に対する国・県等の補助金の増額などでございます。

歳出におきましては、新型コロナウイルス対策関連の増額のほか、林業産業支援のための補助金、誘客のための実証事業、ハザードマップ策定業務委託、豪雨災害復旧工事費の増額などでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。まず歳入です。

13款使用料及び手数料、150万円、4,310万、1項使用料、150万円、2,090万3,000円。

14款国庫支出金、3億3,533万7,000円、16億9,813万1,000円。2項国庫補助金、3億3,533万7,000円、15億2,525万円。

15款県支出金、1,497万8,000円、3億9,836万円。2項県補助金、1,497万8,000円、2億4,427万2,000円。

16款財産収入、30万5,000円、1,519万7,000円。1項財産運用収入、19万5,000円、1,244万

6,000円。2項財産売払収入、11万円、275万1,000円。

18款繰入金、1項繰入金、共に1億7,146万円の減、15億9,755万7,000円。

20款諸収入、2,439万7,000円、1億8,566万5,000円。3項貸付金元利収入、2,000万円、2,399万4,000円。5項雑入、439万7,000円、1億5,614万2,000円。

21款町債、1項町債、共に840万円、2億5,090万円。

歳入合計に2億1,345万7,000円を追加し、85億8,238万1,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出になります。

1款議会費、1項議会費共にゼロ、6,141万8,000円。

2款総務費、1,378万円、15億5,383万5,000円。1項総務管理費、855万5,000円、13億8,097万3,000円。2項徴税費、110万円、8,000万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、412万5,000円、8,034万8,000円。

3款民生費、3,081万5,000円の減、10億1,725万円。1項社会福祉費、68万5,000円、6億2,650万3,000円。2項老人福祉費、3,200万円の減、3,924万9,000円。3項児童福祉費、50万円、8,661万2,000円。

4款衛生費、1,407万円、5億9,353万6,000円。1項保健衛生費、1,407万円、1億7,904万2,000円。

5款農林水産業費、2,407万7,000円、3億1,802万2,000円。1項農業費、8,000円の減、4,470万6,000円。2項林業費、1,858万5,000円、1億75万1,000円。3項水産業費、400万円、1億6,994万5,000円。4項土地改良事業費、150万円、262万円。

6款商工費、1項商工費、共に7,511万1,000円、15億5,998万3,000円。

7款土木費、431万8,000円、4億6,689万2,000円。2項道路橋梁費、431万8,000円、3億3,537万3,000円。

8款消防費、1項消防費共に1,651万7,000円、4億7,193万5,000円。

9款教育費、38万5,000円、3億507万4,000円。2項小学校費、359万7,000円、5,945万3,000円。

次のページをお願いいたします。9款の続きになります。3項中学校費、200万円、4,382万8,000円。4項認定こども園費、200万円、1億9,380万1,000円。

10款災害復旧費、8,810万円、1億3,410万2,000円、2項農林水産業施設災害復旧費、5,410万円、7,010万2,000円。3項公共土木施設災害復旧費、3,400万円、5,700万円。

12款諸支出金、2項基金費共に31万7,000円、10億7,042万8,000円。

歳出合計に2億1,345万7,000円を追加し、85億8,238万1,000円としたいものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正になりますが、事項につきましては、西伊豆町立西伊豆小中一貫校（仮称）及び屋内運動場設計業務委託料で期間につきましては、令和2年度から令和3年度まで。限度額は1億7,600万円の範囲内で、令和2年度予算計上額の5,660万円を超える金額については、令和3年度以降において支払うというものでございます。

今回の補正、債務負担行為補正の理由といたしましては、当初計画におきまして、文教施設整備に掛かる施設設計、それから管理業務は令和2年度に基本設計、令和3年度に実施設計といたしておりましたけども、既に発注時期に遅れを生じていることから、時間的ロスをなくするため、基本設計から実施設計まで一括で発注するためでございます。

6ページをお願いいたします。第3表 地方債補正になりますが限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。上から二つ目の臨時財政対策債ですが、県の方から本年度限度額の決定がございましたので、決定額に合わせて、840万円を増額し、1億840万円としたいものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入ですが、これにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。2の歳入ですが、主なものを説明させていただきます。

14款2項国庫補助金ですが、1目1節総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、1,115万2,000円につきましては、デジタル手続法改正に伴う住基システム及び戸籍システムの改修業務。それから戸籍法改正に伴う戸籍システム改修業務に係る国庫補助金となっております。同じ節の地方創生臨時交付金の2億7,371万1,000円につきましては、地方創生臨時交付金の2次交付限度額分となっております。

その下の誘客多角化実証事業交付金、1,998万4,000円につきましては、全協でも説明させていただいておりますけども、観光庁の誘客多角化等のための実証事業に対する交付金でございます。

次に2目の民生費国庫補助金と7節教育費国庫補助金の説明欄の下の二つ、学校保健特別対策事業費補助金と学校臨時休業対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染対

策のための補助金となっております。

次に8目の災害復旧費国庫補助金の2節公共土木施設災害復旧費補助金の1,734万2,000円につきましては、安良里の浜川の災害復旧工事に対する国庫補助金になりまして、3分の2の補助率となっております。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の2節林業・木材産業構造改善事業補助金1,253万3,000円につきましては、林業構造体の林業機械購入に対する補助金となっております。

10ページお願いいたします。

中段の18款繰入金1項繰入金ですが、1目の財政調整基金繰入金2億5,210万4,000円の減額につきましては、地方創生臨時交付金の増額に伴い財源更正により減額をするものでございます。5目のふるさと応援基金繰入金の7,869万6,000円につきましては、サンセットコイン事業等に充当するため、繰入れるものでございます。

20款諸収入の3項1目貸付金元利収入1節の誘客多角化実証事業資金元金2,000万円につきましては、観光庁の誘客多角化等のための実証事業、西伊豆町産地直売企業組合が実施するにあたりまして、資金貸付を行った元金の返済金となります。

11ページをお願いいたします。同じ20款の5項雑入の2目6節雑入の街灯関係電気料地区負担金114万5,000円の減額につきましては、町内各地区の街灯電気料負担金については、各地区の代表の方と協議し、今年度から全額町負担としたことから、地区負担金の全額を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出になります。

2款総務費1項総務管理費ですが、11目情報管理費12節委託料のデジタル手続法改正に伴う住基システム改修業務は国庫の補助事業で補助率が10分の10のものになります。こちらにつきましては、国外転出後も戸籍の附票を個人認証としてマイナンバーカード、それから、電子証明書による公的個人認証の利用ができるようにするためのものでございます。

その下のデジタル手続法改正に伴う戸籍システム改修業務ですが、ただいまご説明いたしました住基システム改修と同様の理由によるものでございます。こちらも10分の10の国庫補助事業となっております。

15目の付帯施設管理費の財源更生につきましては、歳入でもご説明させていただきましたけれども、町内各地区の街灯電気料負担をなくし、全額町負担としたことによる財源更生となっております。

14ページをお願いいたします。

中段になりますが、3款2項1目老人福祉費、18節健幸づくり給付金3,200万円の減額につきましては、健幸づくり給付金の1万円を現金振り込みからサンセットコインでの支給に変更することとしたため、こちらを減額して6款のCHICAカード代のほうに同額を増額しております。

その下の3項5目保育対策等促進事業費につきましては、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染症対策のためになりまして、国庫補助事業で補助率は10分の10。1施設あたり50万円以内のものになっております。

次に4款衛生費1項保健衛生費になりますけども、1目保健衛生総務費、18節下田メディカルセンター負担金154万2,000円につきましては、感染症病床を持つ下田メディカルセンターへの新型コロナ対策関連の負担金であります。負担割合につきましては、6市町均等割となっております。その下の医療機関支援給付金、1,172万3,000円につきましては、こちらも全協でもご説明させていただいておりますが、西伊豆健育会病院が新型コロナウイルスの影響で経営状況が厳しい状況になったことから、西伊豆町と松崎町が両町の負担割合で補助をするものでございます。

15ページをお願いします。

5款農林水産業費の2項林業費の2目林業振興費、18節林業・木材産業成長産業化補助金、1,253万3,000円につきましては、林業事業体の林業機械購入に対する補助金になりまして、購入額2,350万円のうち国庫補助金が15分の8で、今回の補正額となります。残りは事業者負担になりますので、町の負担はないということになります。

16ページをお願いします。

6款商工費1項商工費になりますが、2目商工業振興費の20節貸付金、誘客多角化実証事業資金貸付金の2,000万円につきましては、西伊豆町産地直売企業組合が実施する事業経費として貸付けるものでございます。収入でもご説明させていただきましたが、国からの交付金が企業組合に入り次第町に戻していただくものでございます。

3目観光費12節、誘客多角化実証事業委託の1,998万4,000円につきましては、こちらも歳入でご説明いたしました交付金を活用しまして、独自ロケの実績を活用した夕陽の町としての、町全体の魅力を新しい層へアプローチすることを目的に、ロケツーリズムへ委託するものでございます。

17ページをお願いいたします。

9款教育費1項総務管理費から次のページの4項認定こども園費までのうち、説明欄の施設修繕費と費用弁償を除いたものが、コロナウイルス感染症に対する支出となりまして、すべて国庫補助金の充当事業となっております。

19ページをお願いいたします。

10款の災害復旧費になりますが、豪雨災害に伴う施設修繕と工事請負費の増額補正になります。2項2目林業施設災害復旧費の14節林業施設原状復旧工事の4,650万円につきましては、林道祢宜の畑倉見線崩土除去復旧工事で、約5,000立米の土砂の除去となります。

以上、主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは5ページの債務負担行為補正の関係でお聞きしたいですが、事項が、西伊豆町立西伊豆小中一貫校云々となっておりますが、これ認定こども園は対象になっておらないということですか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちらは、認定こども園につきましては、含まれておりません。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうしますと、予算書を持ってきてないし詳しく見たわけではありませんので申し訳ないですが、認定こども園に対する設計委託の予算取りはしていないというふうに私は思っていたんですが、そんなことはありませんか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 令和2年度の当初予算におきましては、認定こども園の基本設計費を750万円ほど計上させていただいております。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 失礼しました。ありがとうございます。それで、限度額の関係ですけ

ども、1億7,600万円の範囲以内とあって、令和2年度予算計上額5,660万円を超える金額という表現があるわけですが、委託料として当初予算では、文教施設整備費の中で1億4,100万円しか計上されていないように私見てきたわけですが、この1億7,600円の差額はどこから出てきたのかということと、その予算計上額5,660万円で止まっている根拠をお聞きします。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 今回当初予算の中では、施設の基本設計業務委託ということで、4,100万円。運動場の基本設計ということで1,560万円、合わせて5,660万円を基本設計ということで予算計上させていただいております。1億7,000万円ということで、残り実施設計につきましては、令和3年度に予定しておりました。今回そちら基本設計と実施設計を合わせて契約の方を進めていきたいということで、債務負担行為ということで計上させていただいておりますので、残りの1億4,400万円につきましては、令和3年度以降の支出ということで今後考えていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 14ページ、18節保健衛生費の負担金、補助金及び交付金について、質問します。下田メディカルセンター負担金が154万2,000円ということですけど、市、町のあれで、みんなで負担割合を決めたということですけど、この154万2,000円の、その検温と、そういう内訳がわかりましたらお教えいただきたいんですが、お願いします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 下田メディカルの負担金についてでございますが、負担金を均等割りにした理由ですけれども、関係市町の組長が集まります8月4日に開催しました運営会議の中で均等割りについては決定しております。現時点までの新型コロナウイルス患者の圏域内の発生状況を踏まえますと、今後想定される患者数を数値化して構成市町に按分する合理的な積算根拠がないということで、今回は均等割負担でいきたいと思いますということで、市町の組長の協議が整ったものでございます。

あと、これにつきましては、二つありまして、一つはサーモグラフィによる検温測定設備の整備でこれが225万を6市町で割っております。もう1点につきましては、新型コロナウイルス感染の陽性陰性を短時間で判定できる、昨日も話がありました抗原検査機器の設置に伴

う付属設備の整備で、これは700万2,000円を6市町で割っております。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） ありがとうございます。要するに、今言った按分計算をすれば、検温のほうは37万5,000円、西伊豆町は。抗原の検査が116万7,000円だったということですね。質問、もう一つやらせてください。補助金のその下の18節の中で医療機関支援給付金が1,172万3,000円ということで、今回補助を単独で補助金を出しましたが、この補助金につきましては、今後、もしそういう支援の要請があった場合、また2回目3回目というやる、行政はそのへんは支援する考えはありますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては、一般質問でもしかしたらあったのかな、お答えしているかというふうに思いますけども、こういう小さな自治体がそういったものにずっと費用を負担していくということは当然無理なわけでございますし、西伊豆町の病院、医院、診療所のみならず全国的にそういった所に弊害というか、影響が出ているということを考えれば当然国・県のほうでしっかりと支援をしていただくしかないのかなというふうに考えておりますので、今回につきましては、あまりにもちょっとこのコロナの影響で来院をお控えになられたであるとか、町外からの方が入院、要は町外から来なければ病院にも行かないし入院もしないというようなことで影響が大きかったので対策は取らせていただきましたけれども、今後につきましては町の方で単独でどうこうとか、隣町の松崎町さんと一緒になんとかということとはなかなかできないのではなかろうかというふうには考えております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） いくつかあるんですけど、まず12ページ、総務費の中の12地域開発費、地域おこし協力隊起業支援補助金ということで100万円が出てますけども、これの内容を教えてください。それから、15ページ。林業振興費、この中の丹野平の作業道の整備補助金というのが当初予算にないのが、なぜここで上がってきたのか、その理由を教えてください。

○議長（山本智之君） 次にしますか。まずその二つをお願いします。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 地域おこし協力隊への支援なんですが、国の地域おこし協力隊推進要綱に基づきまして、協力隊任期最終年次の者、または協力隊任期終了から1年以内の者が町内で事業継承に要する経費について最大100万円まで補助金を交付するという事業でございます。なお、この経費の補助率については10分の10で特別交付税措置がされます。

今年の6月に退任した1名の地域おこし協力隊員の方から起業支援として援助して欲しいという要望があったために、今回交付する方向で調整をしているものでございます。具体的に申し上げますと、田子地区の民家をリフォームいたしましてシェアハウスを運営したいという要望があり、その相談を受けました。現在そのための準備という事で進めておりますが、それに対する費用として負担したいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 続きまして、丹野平作業道の整備補助金ですけど、これは7月の梅雨前線の大雨で丹野平に行く大城の、先ほどの林産物直売所の所から丹野平まで行く道がありまして、そこがだいぶ路肩が崩壊したりして、それを直したいと思っておりますけども、その道が町の道でなくてグリーンツーリズムさんが大城区とかの土地を使って管理している土地になりますので、その修理をグリーンツーリズムさんのほうに補助金を出して行いたいということで今回計上をいたしました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 2点はよくわかりました。次、16ページ。水産業費です。ここの2項漁港管理費、当初予算760万で1ヵ所あったんですけども、さらに300万出てきた。この場所を教えてもらいたい。場所と内容ですね。それからその下の農業施設の維持修繕費、これも当初予算100万円ありますけども、これ以外に150万出てきたその理由ですね。まだ二つぐらいありますが、取りあえず。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 漁港施設の維持管理につきましては、田子漁協の旧静銀の前にあります井田子3号陸閘というのがありましたけど、ここの油圧ジャッキが故障して手動では今動く状態ですけど、自動で動かない状態になってますので、それを修理するための費用を今回計上させてもらいました。

農業施設のほうは、今まで老朽化の修繕なんかがあって、お金を使っておりまして、今後

農業用水路で2ヶ所ほど宇久須と仁科で直してくれという地域からの要望がありますので、そのお金がほしい100万円ほどと、それからまた今後も、今後台風なんかでだいぶ傷むところも出てくるかと思しますので、予備費ということで50万円を計上させていただきました。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の2問目の予備費50万円という意味がよくわからないんですけども、それを教えてください。それと次は、16ページの観光施設費の中で浄化槽清掃・点検手数料、これが今の時期に4月じゃなくて今の時期に68万2,000円出てきた経過。それから17ページの橋梁費、この中で橋梁PCB等含有塗膜調査業務委託、これ180万円ですけども、今の時期にこれも同じですけども、橋梁でPCBの含んだ土料が使われたという経緯、これを教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先ほどの農業施設修繕の50万円というのは、今後台風なんか来て痛んだり、地区要望があったりした場合に対応するための50万ということです。それとPCBのほうですけど、来年度施工を予定している橋梁の修繕を予定してますので、詳細設計を作成するために、今塗られているペンキ、橋梁に塗られているペンキにPCBが含まれているかどうかという、そういった調査をやりなさいということで、県のほうに確認しましたら、交付金対象になるといことなので、今回補正計上しました。1ヶ所あたりほしい60万円ほど掛かるということなので、3ヶ所やりたいと考えていますので、今回予算計上をいたしました。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 16ページ4目観光施設費の浄化槽清掃・点検手数料の関係でございますが、黄金崎公園「こがねすと」下のトイレになりますけども、その浄化槽が配電盤の故障によりまして作動をしなくなった状況がございます。復旧するまでに衛生者による汚泥の引き抜きが必要となりました。配電盤の復旧にあたっては、設計それから設置した業者さんを確認したところ、すでにその業者は廃業されているということで、同型を使用している部品が見つからない場合は、新規に今後設置をする必要があります。その間までの間、汚泥の引き抜きをして対応したいので、今回補正計上させていただいたものでございます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） さっきの農業施設のところでもう一度確認ですけど、当初100万あって、今回100万もうすでに目ぼしがついていて入れた。さらに50万予備として入れた。こういう解釈でいいですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そうですね。当初予算にあった分はもう使って、ほぼ使ってしまったもので、今後100万円使うのものがあまして、それ以外に50万円を今後、もし発生した場合のという事で考えました。

○議長（山本智之君） 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） まず第1点お聞きしたいのは、9ページの総務費国庫補助金の誘客多角化実証事業交付金とは、そもそもどういうものなのか。それに関連というか、同じ名目が入っていますので、10ページの誘客多角化実証事業貸付金というのは、これは説明でもあったんですけども、はんばた市場に貸出すというふうな説明があったんですけども、その経緯や、どこへこれを貸付けるのかということを再度お聞きします。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず9ページの誘客多角化実証事業交付金1,998万4,000円でございますけども、この交付金は観光庁の「誘客多角化のための魅力的な潜在コンテンツ造成」実証事業により、これまで西伊豆町内で撮影されてきましたドラマであるとか、映画のロケ実績を活用して、夕陽の町としての町全体の魅力を新しい層へのアプローチをするこ

とを目指すための事業でございます。

例えば過去、西伊豆町の自然の中で撮影された映画、ドラマのシーンの写真、それから旅、情報番組等で取り上げられた飲食店、グルメ、アクティビティ等を紹介する西伊豆町魅力マップを作成し、ロケ地で物語を追体験しながら町本来の魅力を体験できるロケツーリズムに取り組んだりします。また、主演俳優の写真等を、ロケ地に設置するロケ地ガイドパネルを設置し、コロナ禍における新たな旅の形として集客力を高めるコンテンツになるかどうかを実証実験する予定でございます。

そのほか、この事業を一過性で終わらせることのないように、地元の受入れ施設を対象とした勉強会であるとか、シンポジウム等を開催する予定でございます。コロナ禍におきまして、ロケサポ西伊豆の活動を展開していく上で、観光庁のこの交付金をうまく活用して推進できればというふうに考えているところでございます。

それから10ページの誘客多角化実証事業資金元金の2,000万のほうでございますけれども、こちらの事業につきましては、西伊豆町産地直売企業組合が実施主体となり、今年度実施する遊漁船釣魚集約業務と連携した西伊豆町への誘客を図るための事業となります。誘客船釣魚集約事業「ツッテ西伊豆」は新型コロナウイルス感染症の影響で現在本格的なスタートができておらない状況でございますが、ウィズコロナ、アフターコロナの集客に向け、今のうちにオンラインティザートリップ（Online Teaser Trip オンライン・トラベル）の仕組みを活用した誘客事業を展開していく必要があるというふうに考えております。

具体的には、地元の観光ガイドや地元のテレビ局等が絶景だったりとか、食、釣りをテーマとしてオンライン動画を作成しまして、東京メトロの持つデジタルサイネージ、SNS、インターネット広告等などを活用して情報発信することにより、実際に西伊豆に行きたいという願望を醸成させていきたいと考えております。

この誘客多角化実証事業につきましては、基本的に一市町、自治体の一つしか申請ができないというふうになっておりまして、町の方では、先ほど言った観光費のほうに事業を申請します。もう一つのほうについては、西伊豆産地直売企業組合が主体となって行うために、貸付金として町のほうから支出をし、そこで執行していただいて、国の交付金が入り次第戻してもらおうという形を取っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ある程度理解しましたが、その2,000万円貸し付けて、2,000万円はまた交付金で入るということを想定して、この予算を作られているのか、その点をお聞きしたいんですよ。企業組合に貸し付けて、それを交付金来たから、町がなんていうか迂回して、戻していただけるということなのか。その点よくわからないんですけど、もう一度お願いします。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 2,000万円を企業組合のほうに一度出しまして、そこで事業のほう行っていただきます。それで実績に基づきまして、企業組合のほうから国のほうに申請をし、それで実績報告を出して、国のほうから企業組合のほうにお金が戻りましたら、そちらの方を町のほうに戻してもらおうという仕組みで、今回の事業については進めていきたいというふうに考えております。

それで、前回の全員協議会の時に、この申請については8月中旬に観光庁のほうから交付決定が来るというお話をさせていただきましたが、申請件数がたいへん多く選抜ができないということで、先月、観光庁のほうからメールが届きまして、まだ事業採択をどれにするかというのが決定をしていないということで、実際決まるのが9月の中旬以降ということになっております。ですから、この事業に関しましては、交付決定を受ければ実行いたしますけども、もし仮に採択がされなければ、実施はしないという方向で今のところは考えております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 最初の説明では、100パーセントそういう交付金で貸し付けたお金が戻ってくるということなんではないでしょうか。それであえてお聞きしますが、私、正直いって企業組合の実態がよくわからないんですよ。どなたが責任をもってそういう事業を推進していくのかということをね。それと、町の関りというのはどういうふうになっているのか、その点再度お聞きします。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この事業につきましては、2,000万円を上限とする10割補助になっておりますので、2,000万円まで使用したお金、申請した額について交付が認めら

れるということになります。それから企業組合のほうにまちづくり課の職員が一人入っておりますけども、その職員と企業組合の組合員の皆さんと、いろいろ協議をした上ではんばた市場をどのようにPRしていくかというところの中で、こうした観光庁の補助金があるという事の中で、それをうまく活用し、はんばた市場のPRに繋げていければということ、今回の事業を進めていくということに決まったわけでございます。

○議長（山本智之君） いいですよ。もう1点、これで最後にしてください。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） ここの、この議会で決まるわけですよ。予算が出てますから。そういう意味ではね。ですから、非常によくわからないというのが一つ実態があるんですよ。今、出てましたけども、はんばた市場に役場の職員1名行ってるんですよ。行っているというか、どういう経緯で行っているのか、どういう立場で行っているのかというのを、本当にはっきりさせないと、町民のほうは、役場の職員がなぜあそこに行っているのか、まず疑問があるんですよ。何で本庁に来て役場の仕事をしないんだと。おかしいじゃないかという声もあります。

ですから、このはんばた市場を造る時に、私は確かに職員を一人出向させるとか、退職して正式にそこに就職するとか、そういったことをやられたほうがいいではないかと言ったにも拘わらず、今の状況というのは非常に中途半端で、いろんな補助金の手続きがあるから行っているというふうにはほとんど、ほとんどというかそういうふうに住民は理解できないですよ。今の状況を見ているとね。だから町として、今後どういうふうに取り組んでいくのかというのを、明確な方針なり考え方を示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 役場の職員を出向させろといった張本人にそういうことを言われると、私達はどのように答弁をしていいのかわかりませんが。そもそも増山さんは、はんばた市場を造るときに、役場の職員を一人でも出向させてと言ったのは、何を根拠に出向させろと言い、どういう目的を持って出向させろと言ったのは、ただ口から出向させろと言っただけなんではないでしょうか。

町としてはしっかりこれをですね、地に足の着いたものとして定着させなければいけないし、造ったらいいけどほったらかしではまずいということと、いろいろな申請手続きをして

いく上では必ず役場は絡まないと、なかなか難しい問題も出てきますので、それを含めて役場の職員を一人出向させ、また彼は魚を釣ったり捌いたりするのも得意なので、受付とか、事務で行くよりは、そういった特技を活かしたことをやりながら、一緒に入って仕事をすれば内情もよく理解できるし、何に困っているだとか、そういったことも役場の方でも把握しやすいので、今その水産加工のところだったりとか、お魚を売る所におりますけども、安定してくれば出向は解いて本庁業務をさせるつもりでございますけども、1年間はず、半分は出向、毎日ずっといるわけではありませんけど、半分出向というような形で、あくまでもポジション的にはまちづくり課の商工係の係員という形にはなっておりますけども、そういった調整などを踏まえて行かせているというのが実態でございます。ですから町民にもし聞かれましたら、増山さんが俺が行かせろというふうに言ったというふうに答えていただければありがたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 一般質問じゃありませんので、反問確認められてないと思うんですけども、あえていうのはあそこを成功させるためにはね、今町長は出向というふうに言われてたけど、正式に出向させているんですか。だとしたら、それで構わないと思いますよ。そういうふうに行っているというんだから。中途半端な形で行っているから、いろいろ誤解を生むわけですよ。今のようやり方をやるとね。

ですから、私は出向をさせろと言ったのは、そういう意味合いも含めて、企業組合の実態がないと私は思うんですよ。ですから本当に責任持って、あそこのはんばた市場を運営していくには、そういう責任者が必要だと。それには、最初から関わっている職員がそこに張り付いてやる方がいいんじゃないかと。それはその時は言ったんですよ。しかし、町長がそういうふうには、やりますとは言わなかったわけですよ。現実はそのようになっていないかということで、今質疑をさせていただいているんですよ。ですが、その答弁の中で出向なら出向ということで、正式に彼にそういうふう業務をやってほしいというふうに言われたほうがいいんじゃないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一般質問の時に言わなかったのに、行かせて如何なものかというふう言われても、いろんな意見を聞けば、最終的には人事を行う上で行かせたほうが有益だと

思えば行かせるのも、これは一つの考え方としてあるわけです。企業組合の実態がないというふうには増山さんはおっしゃいますけども、増山議員は企業組合の実態がないと思いたいからそういうふうには思っているだけで、少なくとも月に2回以上の会議をして、今後どういった運営をするとか、今どういう状況だとかということは、企業組合の組合員さんのお話をされております。そこにうちの職員もいろいろそういった業務で携わっているところから入っていたりということで、町と企業組合の両方を把握をしているような今状況でございます。

正式に出向させると、今正式じゃないからあやふやだろうというようなことですが、必ず何日行きなさいとか、半分とかということではなくて、役場の職務として必要な時には必ず役場に引き上げたりということもありますので、本庁業務に支障のない程度ではんばた市場も困らない程度の手助けということでさせていただいておりますから、ただ住民からわかりにくいということであるのであれば、今後そういった出向命令を掛けるなどということは検討させていただきたいなというふうに思います。ただ現状としては、そういうことでございまして、いろいろな人の意見を聞いた中で出向を、出向というとなまた怒られますけど、職員を1人出してというのが現状でございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 2点ほどお願いします。先ほど1番議員のほうからもありましたけども14ページ衛生費のところ、医療機関への支援給付金ということでありました。確かに答弁のほうで、今回に限りという話がありました。けれども、これを支援するにあたって、私考えるんです。取りあえず、確かに2次救急であったり、地域に大事な医療機関であるということはわかりますけども、自らの経営改善策なり何なりを、取りあえず示してもらうことも必要かなというふうに思いますけども、そのような考え方はないのでしょうか。それをまず1点お聞きしたいのと、17ページ消防費の所で、4款の消防費の防災対策費で、被災者生活再建支援システム導入業務ということで110万ほど出ているんですけども、これの詳細をお願いしたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆健育会病院さんに対する支援のところ、その経営の改善策を出させろというようなお話でございますけど、今回コロナの影響でそういった収入が減って

いるというようなところから、ご支援をさせていただくということで、皆さまにも説明をしてご理解をいただけているのではなからうかということで今回予算を載せてますけども、仮にもしそういったことで、改善計画を出せということになりますと、ホテル、民宿、飲食店すべてに出してくれということ町としては言わなければいけないのかなというふうを考えておりますので、それがベストなのかちょっとわかりませんが、私はこの今回のコロナの件に関してはそういったものは必要ではないのかなというふうには感じてはおります。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 被災者生活再建支援システムの導入の件でございます。この件につきましては、今年度罹災発行証明を迅速に行うため、タブレットによるシステム導入を考えておりますが、今回上げてございます内容につきましては、被災者台帳を管理するにあたり、住民基本台帳、それから固定資産台帳のデータを変換する作業が必要となり、その変換する作業の導入経費でございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 14ページの医療支援ですか。先ほど町長が一般質問で質問がなかったということを指摘を受けたので、ちょっと言いますが、臨時交付金で支援をするということは、損失、特定の業務のある業者なり、病院なりを、特定業者を損失を補償するというのは、交付金事業としてはできないと。だけど但し書きがあって理解を得られた場合はできるということになっているわけだね。理解としては理解は得られたんだけど、ほかの一般住民に対しては、理解してもらう必要もあるのではないかとということを考えると、そのへんは広報するなりなんなり、この病院をこういうわけで援助しますよということは、必要なんじゃないか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その一文だけを捕まえればそういうことなのかもしれませんが、そうすると議会はいらないんですかね。すべてそういった町民のご理解を得るという行為をしないと理解にあたらぬのかということになると、なかなかそれは皆さん代表で出てこられているところで協議をしても、意味がないということになるわけですから、私達は住民の代表である皆さんと協議の上、ご理解をいただければ、当然住民の方はご理解いただけたと

いうふうな判断をするというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 事前に理解をもらうということではなくて、後で理解を得る行動が必要なんじゃないかということです。それと、別の質問で、9ページ、歳入のところで、一番の商工使用料ですか、瀬浜の駐車料金。これについては毎年確か田子漁協と個人でやっていた事業で、ある程度収入があったわけですけども、今回この収入は役場だけで入っているということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この海水浴シーズンになる以前の状態で、土地を持たれている方、また漁協さん、今年は瀬浜の海水浴場はやりたくないというふうにおっしゃっておいりました。ただ、宿泊施設の皆さんなどのご意見をいただくと、やはり海水浴場瀬浜は開けてもらわないと困るというような声もありましたので、じゃあ場所をお貸しいただければ、どうにか町のほうで運営をしたいなということで、最終的にはチケットぴあを使って入場制限を掛けながら、海水浴場として活用できるというようにいたしました。ですので、当然そこには従業員であったりとか、いろいろな方の経費が掛かっております。ですから、今回チケットぴあの売り上げからチケットぴあさんが手数料を抜いて、その残ったものが町の収入として入ってくるわけでございますけども、その入った収入から今度は人件費など諸々の経費を差し引いた純利益にあたる部分は、今後その地主であるとか、そういった方々と協議をして、いくらかお支払いをするというようなことで、今協議をしておるものでございます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） わかりました。そのへんの還元、漁協さんとか、個人さんにいくらかでも還元して民業圧迫にならないようにしてもらいたいと思います。あと、ハザードマップ。17ページ、ハザードマップって書いてあるんだけど、これ何のハザードマップですか。防災対策費です。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 今回のハザードマップの作成でございますが、これは一つは土砂災害ハザードマップ。もう一つ洪水ハザードマップになります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 洪水ハザードマップは、当然最大想定雨量を想定して書かれるわけですね。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい。洪水につきましては、現在、仁科川、安良里の浜川、宇久須川、それを想定して、おっしゃったとおり想定を洪水の量を想定して、最大で出るというようなことを、今、土木事務所が行っております。それを提示されてから、町内のハザードマップを作る予定でございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 19ページの災害関係でお聞きします。まず林業施設災害復旧費で、単独費で4,650万出ています。この場所と内容と原因。補助対象事業、いわゆる災害復旧費にならなかった要因をお聞きします。

それと、河川災害で普通河川の災害2,600万円あるわけですが、これは査定があれば国の補助金がつきますけども、災害の場合には、有利な起債が借りれると思いますが、その起債はここで言うと借りてないのか。単独、一般財源の中に入っているのか、そのへんをお聞きします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 林業災害のほうですけど、これは前の全協の時に少しお話ししましたが、柵宜の畑倉見線のキャンプ場のちょっと上の所で5,000立米ほど、数回にわたって土が崩れたもので、その土の撤去と、ガードレールが一部崩れたので、その修復になります。県のほうに確認したんですけど、そういった土を運搬するようなそういった土砂除去というのは、災害復旧の対象にはならないという話だったので町単費といたしました。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 現状では起債の関係ですけども、こちらの特定財源のところにもありますけども、起債の予定はございません。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） この林業施設ですが、その写真を見せてもらって一番新しく造った砂防施設、砂防施設というのか、治山事業の下側に道路との間にポケットがありますよね。あ

そこに土砂止めだというようなことだったですけど、それもいっぱいになっていますのでね。施設の有効活用のためには取らなきゃいけないから、たぶん災害復旧対象になるだろうと思いますし、ガードレールという話もありました。それは道路施設ですので、それが駄目になるなら被災ですので、災害の対象になるということではないですか。その起債のほうを受けなかったというのは、町にお金があるからですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 林道のすぐ上のポケットの部分までが町の施設で、そのすぐ上のポケットから上の治山施設は県の施設になります。それで、今回土を取るにあたって県のほうに聞きましたけど、土を取るというのは、駄目だというようなお話でしたので、今回町単費ということにしました。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私になってから、けっこう治山ダムは浚渫をしていただいて、どうかその先に土砂崩れなどが来ないようにということで県にもお願いしていますが、そもそも治山ダムは加藤さんもよくご存知だと思いますけども、埋まって完成で、上に上に造るですから、本来は掘らないというのが県の見解なわけですよ。それをうちが掘れと言っている状態なので県からすると、災害だろうが何だろうがポケットに入ってそこで終わるのが本来なのに、お前のところがいらんこと言うから掘らなければいけないぐらいの感覚になってきてますから、それがオーバーフローしようがなんだろうが、本来は埋まってて当然のものを掘るのは災害のことにはなりませんので。

ただそれでも、ここ2、3年ずっと一緒に県にも掘っていただいて、町も掘ってずっと上に上げておりましたけども、今までは1,000万円とか1,500万円ぐらいで済んでいたのが、今回の土はかなり多い。先ほど5,000立米と言っていましたけども、とてつもない金額が出る。なので全協でお話をさせていただいたように、今後はちょっとこれを取り除くだけということではなかなかもう町としては対応しきれないので、ほかのことも考える必要がある時期に来ておりますよと申し上げさせていただきました。

ですから、今後は本当にこれをずっと掘り続けていくことが良いのか。その先まで考えたら良いのかということをお県にも一緒に協議に入らせていただいて、先日、とあるところに行ってきましたけども、それも含めて今後はやっぴいいかないといけない。ただ、また9月、10月、

どんな台風が来るかわかりませんので、なるべく今あるものはすぐに撤去だけはさせていただきたいということで、今回予算を乗せていただきましたけど、前回の時もそうですし、これは災害復旧にならないと県が言えば、そうせざるを得ないという状況でございますので、今年のこの金額についてはどうにか通していただければ有難いかなというふうには考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 災害復旧の起債を受けないということですが、先ほど言いましたように、災害の残りの単独費の起債については有利な起債になって、交付税も率が高く入ってくると思っています。それをあえて受けなかったのは、町にお金があるんでしょうかという質問です。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） すみません。私のほうの認識としては、災害対象にないということで、そちらの起債は借り入れないかなと思ったんですけども、確認してみました。前回、また起債を借りてるんじゃないかということですので、このへんについては、休憩をいただいて確認をとらせていただければと思います。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） けっこうです。後になっても。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時34分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） たいへん失礼いたしました。起債につきましては、様々な事業がありまして、その中で精査をし、起債をしておるわけですけども、今確認しましたけど平成26年度以降の災害につきましては、金額によって借りずに、起債をせずに一般財源の中で実

施しているということでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございますか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 11ページの雑入で街灯料の負担で地元負担金をなくされることについては、非常にいいと思うんです。それについてですね。ここまで来る経過なんですけども、4つの区の区長さん、連合区長というんですか、名前よくわからないけど、要望書が出たと思うんです、地元負担をなくしてほしいと。それに応えられたんだろうというふうに理解しますけども、それに伴ってそれぞれの区と、何か協定書を作られたり、そういった経緯はあるんでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課課長（高木光一君） はい。実は今年の1月の30日の日に、各地区の街灯の電気料について軽減をしてほしいということで要望書がありました。そのあと地区代表の方と2回協議を重ねまして、地区負担金については全額免除ということで。ただ、それに伴いまして、街灯の新設等については、地区の負担でやっていただきたいというもので了解をいただきました。それに対する確認事項ということで、各地区代表の方から承認の同意はいただいております。

以上です。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） その確認書というのは、これはどういう意味合いなんでしょうか。その点、どこと町とその区と、区というのは連合区長なんですね、それぞれが。連合区長のほうからそれぞれ、仁科だとそれぞれの区長さんにそういう書類が渡されているのかどうかというのが、その点。これは連合区長の仕事だと思いますけども、町のほうとして、全区の区長さんたちに街灯料の地元負担金はなくなりますというお知らせというのは、町としてきちっとやられたのかどうかということ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 区長さんがどうされているとか、そういったものを配っているのか、また、他の代表区長さん以外の方はどうしているのかというのがもしわかったら、総務課長もほうから答弁させますけども。どうしてそのものを頂いたのかという経緯につきましては、

何年か前、5年ぐらい前まで遡るんですか、もっと前だな。街灯のLED化を確かした時に電気料金が下がったので、まず3分の1負担、次に3分の2負担、最終的には区で街灯料金は全部負担してくれということで、たぶん区と協議をした結果決まったと思うんですよ。

ただ、その後、今区長さんが変わったりとか、いろんな方からご意見があって、議会でもたしか一般質問なんかが出てたと思いますけども、そうじゃなくて、街灯料金はやっぱり町で払うべきだということがあって今に至って、今までずっと3分の1できているわけでございますけども。

私がこの立場になってから債券運用させてくれというようなことで、これは地域に還元したいということもずっと言ってきましたし、加藤さんからも一般質問受けて、その利ぎやが出たんだったら、街灯料金の減免もできるんじゃないかということもありましたので、今年度から街灯料金については、その運用益を充ててゼロにしようということできております。

ただ、そうは言っても、前みたいに本当に誰と誰とどういう約束をしたのかということがあやふやですと、また街灯料金はタダ、新設もタダにしろというふうに言われても困るというこもあるので、一応その確認書はいただきたいということでお願いしています。その新設につきましては、区長さんの中からも、該当料金もタダ、新設もタダ、なんでもかんでも立てろ、払えということは区としても言い過ぎになることもあるから、ここは一つそういったものを用意した方がいいというようなアドバイスもありましたので、今回街灯料金を全て町のほうで負担させていただく代わりに、街灯の新設については区の負担でお願いしますという一筆をいただいたというのが経緯でございます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 街灯の無料化につきましては、1回目の協議、区の代表の方との協議の中で無料にするという確認をしまして、それを受けて各地区での確認のお願いをさせていただきました。それを受けて第2回目の協議を行いまして、それぞれの地区のほうで無料にさせていただいて、尚且つ新設の場合には各地区の負担でよいということになりましたので、正式に確認書を取り交わしていただいたところでございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 先ほど、増山議員のほうから、この10ページの誘客多角化実証事業の意見がありました。ご存知のように、このはんばた市場につきましては、補助金このものがうまくいかなかった場合を想定して1,000万円の交付金補助、それからあと300万、1,300万円用意しようということ、なっているかと思います。このはんばた市場もご存知のようにコロナのあいで、5月の中旬に実質的にはスタートしました。6、7、8、3ヶ月ちょっとしか経っていない中で、交付金、その2,000万円の交付金、貸付金といえども何でもこのたった3か月間の間にそんな交付金が出ればいいのかもかもしれませんが、必要な運転資金として必要なのかどうか。

みんな、要はこの観光業者というか、あれは、今あれなんですね、旅行とかそういうのに行っても土産を買くと、どこどこに行って証拠になるといって土産を買わないんですね。自分のものは買ってくれますけど、そういうような時流の流れがある中で、どこのこういう販売店というの、みんな苦戦しているわけです。

そういう中で、はんばた市場の場合にはバックに企業組合もある、行政もみんな応援してくれる。そういうので非常に優位な立場にあるかもしれませんが、ただ事業規模からいっても、それから今いった数か月しか経っていない、そういう中にいてこの2,000万円をたとえ貸付金、このあと交付金が出るといっても、ちょっとあまりにも厚遇すぎるんじゃないかということを理由に、私は基本的にはこの議案45号議案については賛成です。ただ、この項目については反対しということになりましたので、反対意見を申し上げました。

以上です。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時53分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

討論を続けます。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 先ほど、この誘客多角化実証事業資金の元金について、今、まちづくり課長のほうから説明を受けました。私もそのへんが理解不足の部分がありましたけど、運転資金という表現があんまり私自身も好ましいあれじゃなかった。今言った補助事業であり、そういうものが貸付金が戻ってくるということは、私なりに理解しておったんですけど、ちょっとそのへんはちょっとうまい表現ができました。ただ、反対意見が当初趣旨が言いましたように、はんばた市場、まだ開業して3ヶ月ちょっとしかたっていない中で非常に厳しい経営であることはもう町民全員理解していることであって、それをなんとか成功に基づくようにしたいという気持ちはあるんですけど、ただこれ以上そのマイナスになることが、ある程度コロナ騒ぎが沈静化するまでは厳しい経営というのは間違いなく予想されるわけでございますので、そういう面について慎重にお金の使い方をやっていただきたいということを考えましたもので、反対意見ということで、させていただきます。

たいへん、すみませんでした。

以上です。

○議長（山本智之君） 堤議員。予算に反対ということですか。この貸付金の項目について反対をするという答弁ですか。

堤豊君。

○1 番（堤 豊君） この10ページのこれについて、この部分が反対で、基本的にこの45号議案は賛成なんですけど、ここだけは反対で、ここだけは賛成ということはできませんから。それは理解しています。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時58分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

討論を続けます。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） いろいろすみません、お騒がせしまして。たいへん申し訳ありません。

議案第45号 この一般予算補正につきましては、私は反対いたします。内容につきましては先ほどからやったんですけど、全般事項というものに対して、今回の45議案については反対ということで、よろしくをお願いします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第45号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、議案第46号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第46号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ12億5,190万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第46号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、出産育児一時金対象者2名増に伴い、一般会計からの繰入金を増額し、不足する財源として前年度繰越金を計上したいものです。

歳出につきましては、当初見込みより、出産育児一時金対象者が増加したことによる増額及び新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険税減免の過年度還付金を計上したいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

7款繰入金、56万円、1億3,352万9,000円。1項他会計繰入金、56万円、9,929万4,000円。

8款繰越金、1項繰越金ともに534万円、534万1,000円。

歳入合計に590万円を追加し、12億5,190万円としたいものでございます。

歳出です。

2款保険給付費、84万円、9億2,789万2,000円。4項出産育児一時金、84万円、294万2,000円。

8款諸支出金、506万円、1,788万円。1項償還金及び還付加算金、506万円、1,738万円。

歳出合計に590万円を追加し、12億5,190万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。歳入です。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金、56 万円、出産育児一時金、2 名分増に伴う一般会計からの法定繰入です。一人当たりの繰入額は42万円の3分の2の28万となり、二人分で56万円となっております。

8 款 1 項 1 目その他繰越金、534 万円、不足する財源については前年度繰越金で賄いたいものでございます。

次に歳出です。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金、84 万円、当初予算では5名分を計上していましたが、母子手帳より6名が該当するため、1名分余裕をみて7名分としたいものです。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金、506 万円、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が、死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、全額免除や主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の減少が見込まれる場合であり、指定条件を満たした場合に20パーセントから100パーセントの減免が受けられますが、還付金見込み額として、506 万円を計上したいものです。なお、保険税減免の財源については、精算時に特別調整交付金の中で全額国費補填となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

4 番、芹澤孝君。

○4 番（芹澤 孝君） この4ページの諸支出金の一般被保険者の506万円というのは、これはまだ対象者はいないけど、いちおう予算を計上しておくということですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） これは初めての事業で、前年度の実績もありませんので、どれだけのお金を計上していいかわからない部分もありましたが、令和2年度の該当する所得あたりを見て、そこらんへんを計算の中で一応現在のところ対象者はおりませんが、これから広報誌にも掲載しましたので、対象者が出てくると思いますので、506万円を計上させてい

ただきました。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第46号令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第47号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第47号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億600万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(白石洋巳君) それでは、議案第47号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、繰越金として出納閉鎖期間中に納入した保険料を増額し、コロナ減免の関係で対象者に支払う過年度分還付金と同額が広域連合より保険料還付金として支払われるため計上し、雑入において前年度事業の確定を受けて、広域連合からの超過の部分の返還金を計上したいものです。

歳出につきましては、広域連合納付金として、前年度繰越分保険料及び、前年度療養給付費負担金確定による増額。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険料減免の過年度分還付金を計上したいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

3款繰入金1項一般会計繰入金共に6万5,000円、1億8,998万9,000円。

4款繰越金1項繰越金共に51万1,000円、51万2,000円。

5款諸収入、392万4,000円、425万9,000円。2項償還金及び還付加算金、197万6,000円、230万6,000円。4項雑入、194万8,000円、195万円。

歳入合計に450万円を追加し、3億600万円としたいものでございます。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金共に57万6,000円、2億9,918万6,000円。

3款諸支出金、392万4,000円、425万5,000円。1項償還金及び還付加算金、197万6,000円、230万6,000円。2項繰出金、194万8,000円、194万9,000円。

歳出合計に450万円を追加し、3億600万円としたいものでございます。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。歳入です。

3款1項3目療養給付費繰入金、6万5,000円、前年度分療養給付費負担金精算による不足分の、一般会計からの繰入金となります。

4款1項1目繰越金、51万1,000円。出納閉鎖期間中の保険料徴収分です。

5款2項1目保健料還付金、197万6,000円。コロナ減免により、対象者に支払う見込みの過年度分還付金と同額が広域連合より支払われるため、計上するものでございます。

5款4項2目雑入、194万8,000円、前年度負担金の確定を受けて広域連合からの超過の部分の返還金を計上するものです。

5ページをお願いします。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、57万6,000円。歳入科目で増額した出納閉鎖期間中に徴収した保険料と前年度分療養給付費負担金精算による不足分を負担金として広域連合へ支払います。

3款1項1目保険料還付金、197万6,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯は全額免除や、主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の減少が見込まれる場合であり、指定条件を満たした場合に、20パーセントから100パーセントの減免が受けられますが、還付金見込み額として197万6,000円を計上したいものでございます。

3款2項1目一般会計繰出金、194万8,000円、広域連合からの還付金を一般会計へと繰出したいものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

ありませんか。

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第47号令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第9、議案第48号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第48号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億323万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(白石洋巳君) それでは、議案第48号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、前年度事業確定により、社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金の追加交付により増額したいものです。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険料減免の過年度還付金を計上したいものです。また、前年度事業確定により、社会保険診療報酬支払基金地域支援事業分還付金を増額したいものでございます。

2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金共に523万1,000円、3億9,075万9,000円。

歳入合計に523万1,000円を追加し、15億323万1,000円としたいものです。

歳出です。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、共に523万1,000円、587万4,000円。

歳出合計に523万1,000円を追加し、15億323万1,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。

2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

歳入です。

4款1項1目介護給付費交付金523万1,000円、前年度事業確定により、社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金の追加交付により増額したいものです。

歳出です。8款1項1目第1号被保険者保険料還付金、358万6,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者は全額免除や、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の減少が見込まれる第1号被保険者であり、指定条件を満たした場合に、前年中の合計所得額が200万円以下の場合は全部、200万越えの場合は、80パーセントの減免が受けられますが、還付金見込み額として358万6,000円を計上したいものです。

なお、保険料減免の財源については、精算時に災害等臨時特例補助金の中で、全額国費補填となります。4目償還金164万円5,000円、前年度事業確定により、社会保険診療報酬支払基金、地域支援事業分返還金を増額したいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第48号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第10、議案第49号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第49号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度西伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出、第1款水道事業費用、2億432万2,000円、498万3,000円、2億930万5,000円。

第1項営業費用、1億9,737万5,000円、498万3,000円、2億235万8,000円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

（1）職員給与費、3,941万6,000円、583万3,000円、4,524万9,000円。

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（松村圭吾君） はい。それでは、議案第49号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（1号）について説明させていただきます。

今回の補正は収益的収入及び支出の支出で、人事異動及び会計年度任用職員のパートタイ

ムからフルタイムへの変更に伴う人件費の増額分をそれぞれ計上するものでございます。

2ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画収益的収入及び支出の支出です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略させていただき、目から説明させていただきます。

補正予定額、計の順に読み上げます。4目総係費、498万3,000円。5,961万3,000円。

3ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用4目総係費、補正予定額498万3,000円の増は、人事異動に伴います職員の4月からの諸手当の増額や、9月から職員1名増員による給料手当の増額、また会計年度任用職員を10月からパートタイムからフルタイムに変更することに伴います人件費の切替分を計上したものでございます。

1節報酬、80万3,000円の減は、パートタイムからフルタイムへの変更により報酬から、給料に切替えたことによる減額です。2節給料336万5,000円のうち91万7,000円の中でこれは該当しております。また、9月から企業課職員2名増員になりましたので、一般職員1名9月から翌3月までの7か月分の給料を計上してございます。3節手当で161万3,000円の増額。人事異動に伴います4月からの職員の諸手当、また、9月から職員1名増員、パートタイムからフルタイムへ変更したことによる、それぞれ手当の増額となっております。5節法定福利費、85万5,000円の増は職員1名分の増員分です。6節旅費、4万7,000円の減額はパートタイムからフルタイムの変更により、費用弁償から通勤手当に切替えたことによります。

4ページをお願いします。

令和元年度西伊豆町水道事業会計予定貸借対照表です。こちらは令和2年度水道事業会計の当初予算と同様ですので、省略させていただきます。

7ページをお願いします。

令和元年度西伊豆町水道事業会計予定損益計算書です。こちらも、令和2年度の当初予算と同様ですので、省略させていただきます。

9ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町水道事業会計予定貸借対照表です。予定貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、令和2年3月末の予定数値を示したものでございます。

10ページをお願いします。

上から8行目、資産合計23億7,386万4,697円をご確認いただき、11ページをお願いします。
1番下段の負債資本合計、23億7,386万4,697円が10ページの資産合計と同額であることをご
確認いただきましたら、12ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書です。令和2年3月末の
予定数値を示しております。下段の資金期末残高、4億1,010万2,953円、こちらがお戻りく
ださい。10ページをお願いします。

こちらの予定貸借対照表の2流動資産(1)現金預金と同額であることをご確認いただき
ましたら、雑駁ではございますが、議案第49号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長(山本智之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長(山本智之君) 5番、高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) 3ページ、ここの総係費の給料のところですけど、一般職の給料が増
える。つまり人事異動でこの職場にたぶん現在休職している方がここに来るんだと思いま
すけど、そうなれば先ほど一般会計なり何なりで、そのへんの逆に減らすというところがな
かったような気がします。この方が減ったところの対応というのは今後どうするんでしょうか。

○議長(山本智之君) 町長。

○町長(星野淨晋君) この件につきましては、以前全協で若干年度途中で退職になった者が
1名というようなこととお話をさせていただいたかと思えますけども、そのほかに少し病院
に行かれていた方もいらっしゃいます。そういったところで、全体的なことを考え、やはり
職員の適正、あとはなるべくストレスのかからないようなことも考えて人事異動させていた
だき、こちらが1名増、そうすると現場が1名減るだろうということでございますけども、
すでに広報でお知らせをしておるかと思いますが、年度内の採用ということで、10月1日採
用の職員募集をさせていただきました。

すでに面接も終わりました、受験の合格者には通知を出させていただいて、もしこの方達
が本当に役場にお勤めいただけるのであれば、今の段階ですと2名の方が増員になるとい
うことになりますので、欠けた分はそこでなんとか穴埋めをしていきたいということになりま

す。

ですので一般会計の補正のほうは、そちらの人件費の増ということもございますので、どこに人を張り付けるかというのはまだ決まっていない状態でこの予算を組んでおりましたので、また、12月の時に異動に絡めて、どこが増えてどこが減ったということの人の移動はさせていただくかと思いますが、人力的にはそういった形で、2名欠になりましたけど、2名増ということでプラスマイナス一般会計はゼロ、企業会計については1名増ということでお願いをしたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第49号 令和2年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時41分

◎認定第1号から認定第6号の一括上程、説明

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

本日の日程になっております

日程第11、認定第1号 令和元年度 西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第12、認定第2号 令和元年度 西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第13、認定第3号 令和元年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第14、認定第4号 令和元年度 西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第15、認定第5号 令和元年度 西伊豆町水道事業会計決算認定について。

日程第16、認定第6号 令和元年度 西伊豆町温泉事業会計決算認定について。

以上6会計の決算認定を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてまでを、一括議題とすることに決定しました。

議案の朗読は省略して、順次各会計の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、ただいま上程されました認定第1号から認定第6号までの各会計決算につきまして、認定第1号から認定第4号までを会計管理者が、認定第5号、6号につきましては企業課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 会計管理者。

〔会計管理者 森健君登壇〕

○会計管理者（森 健君） それでは、ただいま上程されました認定第1号令和元年度西伊豆

町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、順次ご説明させていただきます。説明につきましては、お手元に配布してございます事業実績及び主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算書の款のみの朗読をもちまして説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朗読にあたり、各会計とともに、歳入は款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に。歳出は款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただき、調書などは増減のみの朗読といたしますので、よろしくお願いいたします。

始めに、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。令和元年度一般会計特別会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

令和元年度 静岡県賀茂郡西伊豆町一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款町税、8億6,689万7,000円、9億1,059万6,449円、8億9,678万573円、142万4,100円、1,239万1,776円、2,988万3,573円。

2 款地方譲与税、3,340万1,000円、3,429万6,002円、3,429万6,002円、0、0、89万5,002円。

3 款利子割交付税、70万円、63万2,000円、63万2,000円、0、0、マイナス6万8,000円。

4 款配当割交付金、250万円、292万7,000円、292万7,000円、0、0、42万7,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、250万円、195万9,000円、195万9,000円、0、0、マイナス54万1,000円。

6 款地方消費税交付金、1億6,100円、1億4,578万5,000円、1億4,578万5,000円、0、0、マイナス1,521万5,000円。

7 款自動車取得税交付金、850万円、577万4,815円、577万4815円、0、0、マイナス272万5,185円。

8 款環境性能割交付金、90万円、165万3,000円、165万3,000円、0、0、75万3,000円。

9 款地方特例交付金、336万2,000円、1,263万2,000円、1,263万2,000円、0、0、927万円。

10 款地方交付税、23億2,848万5,000円、23億3,527万7,000円、23億3,527万7,000円、0、0、679万2,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、66万円、73万5,000円、73万5,000円、0、0、7万5,000円。

5ページおよび6ページお願いいたします。

12款分担金及び負担金、2,149万1,000円、1,963万8,785円、1,960万3,785円、0、3万5,000円、マイナス188万7,215円。

13款使用料及び手数料、4,188万9,000円、4,248万6,349円、4,239万8,803円、0、8万7,546円、50万9,803円。

14款国庫支出金、5億6,730万5,000円、4億3,610万8,007円、4億3,610万8,007円、0、0、マイナス1億3,119万6,993円。

15款県支出金、3億7,249万3,000円、3億6,029万9,434円、3億6,029万9,434円、0、0、マイナス1,219万3,566円。

16款財産収入、3,324万円、3,316万6,508円、2,775万3,408円、0、541万3,100円、マイナス548万6,592円。

17款寄附金、12億5,014万4,000円、11億9,432万5,280円、11億9,432万5,280円、0、0、マイナス5,581万8,720円。

18款繰入金、18億6,552万1,000円、17億4,693万4,122円、17億4,693万4,122円、0、0、マイナス1億1,858万6,878円。

19款繰越金、2億7,044万6,000円、2億7,044万6,173円、2億7,044万6,173円、0、0、173円。

20款諸収入、9,742万9,000円、8,748万4,050円、8,525万9,030円、0、222万5,020円、マイナス1,216万9,970円。

7ページ、8ページをお願いします。

21款町債、1億6,290万円、1億6,130万円、1億6,130万、0、0、マイナス160万円。

歳入合計、80億9,176万3,000円、78億445万5,974円、77億8,287万9,432円、142万4,100円、2,015万2,442円、マイナス3億888万3,568円でございます。

9ページおよび10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費、7,770万5,000円、7,630万1,147円、0、140万3,853円、140万3,853円。

2款総務費、8億333万8,000円、7億6,120万7,283円、0、4,213万717円、4,213万717円、

3款民生費、10億3,517万4,000円、9億8,026万1,347円、0、5,491万2,653円、5,491万2,653円。

4款衛生費、5億7,173万6,000円、5億3,686万7,985円、924万円、2,562万8,015円、3,486万8,015円。

5款農林水産業費、4億4,782万4,000円、4億1,416万5,802円、0、3,365万8,198円、3,365

万8,198円。

6款商工費、10億4,857万5,000円、9億8,384万8,052円、4,020万円、2,452万6,948円、6,472万6,948円。

7款土木費、2億251万3,000円、1億9,205万8,030円、0、1,045万4,970円、1,045万4,970円。

11ページおよび12ページをお願いします。

8款消防費、7億1,020万7,000円、4億9,427万9,659円、1億9,511万7,000円、2,081万341円、2億1,592万7,341円。

9款教育費、6億1,217万6,000円、5億6,620万2,712円、0、4,597万3,288円、4,597万3,288円。

10款災害復旧費、1億630万4,000円、5,761万1,564円、2,750万円、2,119万2,436円、4,869万2,436円。

11款公債費、6億1,451万6,000円、6億1,351万5,571円、0、100万429円、100万429円。

12款諸支出金、18億5,722万1,000円、17億7,812万1,693円、0、7,909万9,307円、7,909万9,307円。

13款予備費、447万4,000円、0、0、447万4,000円、447万4,000円。

歳出合計、80億9,176万3,000円、74億5,444万845円、2億7,205万7,000円、3億6,526万5,155円、6億3,732万2,155円。

歳入歳出差引残額 3億2,843万8,587円となった内容でございます。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明いたします。

1. 歳入総額、77億8,287万9,000円。

2. 歳出総額、74億5,444万1,000円。

3. 歳入歳出差引額、3億2,843万8,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源。(1) 継続費逓次繰越額はなしでございます。(2) 繰越明許費繰越額は1億2,603万9,000円。(3) 事故繰越し繰越額はなしでございます。計、1億2,603万9,000円。

5. 実質収支額、2億239万9,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

17ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1. 公有財産。(1) 土地及び建物の総括でございます。

土地、建物ごとに、区分、決算年度増減高、決算年度末現在高の順にご説明させていただきます。

土地（地積）。

公共用財産、その他の施設、89平方メートルの増で、3万4,461平方メートルに。

合計、89平方メートルの増で1,996万3,755平方メートルになったものです。

建物、その他木造、292平方メートルの増で、2,413平方メートルに。計、292平方メートルの増で、6,271平方メートルに。

合計、木造292平方メートルの増で、7,027平方メートルに。計、292平方メートルの増で5万1,786平方メートルになったものです。

18ページをお願いいたします。(1)の2、土地および建物の行政財産でございます。

土地（地積）。

公共用財産、その他の施設、89平方メートルの増で、3万4,461平方メートルに。合計、89平方メートルの増で、72万9,821平方メートルになったものです。

建物、その他木造、292平方メートルの増で、2,413平方メートルに。計292平方メートルの増で6,271平方メートルに。合計、木造292平方メートルの増で6,947平方メートルに。計、292平方メートルの増で5万811平方メートルになったものです。

19ページをお願いいたします。(1)の3、土地及び建物の普通財産でございますが、土地（地積）および建物の決算年度中の増減はありませんでした。

20ページをお願いいたします。

(2) 山林でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

(3) 有価証券でございます。

決算年度中の増減は6万5,000円の減で、16万8,000に。減額の理由は、決算年度末における実勢価格の下落によるものです。

(4) 出資金でございます。

決算年度中の増減は、一部事務組合下田メディカルセンター50万5,000円の増で1,044万5,000円、合計50万5,000円の増で、決算年度末現在高が6,798万4,000円となったものです。

21ページをお願いいたします。

(5) 出捐金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

22ページをお願いいたします。

2. 物品でございます。

小型貨物自動車1台廃車、小型乗用自動車1台購入、特殊用途自動車のうち、ごみ収集車1台廃車、可搬ポンプ車2台購入、2台廃車、特殊運搬車1台廃車、軽自動車(貨物)1台購入となった内容でございます。

3. 債権でございます。

定住促進事業資金貸付金350万9,000円の償還で1,754万2,000円、百川奨学金貸付金8万円の償還で40万5,000円、稲葉金秋奨学金貸付金1万円の償還で10万6,000円となった内容でございます。

23ページをお願いいたします。

4. 基金(その1)でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

財政調整基金、5億2,694万4,000円の減で、24億4,129万8,000円。内訳は積立が1億7,305万6,000円、取崩が7億円でございます。

減債基金、1,000円の増で、218万8,000円。

ガラス文化振興基金、9,000円の増で9,672万6,000。

工業振興基金、1,000円の増で、673万8,000。

交通安全対策推進基金、4,000円の増で、3,256万3,000円。

ふるさと応援基金、2億5,272万8,000円の増で、15億1,205万2,000円。内訳は、積立が11億9,428万2,000円、取崩が9億4,155万4,000円でございます。

消防基金、9,000円の増で、9,266万7,000円。

西伊豆町振興基金、33万6,000の増で、10億81万4,000円。

診療所医療整備基金、401万4,000円の増で、2,602万円。内訳が、積立が600万2,000円、取崩が198万8,000円でございます。

森林整備基金は元年度からの新規で、9,096万円、内訳は積立が1億419万3,000円、取崩が1,323万3,000円でございます。

公共施設等総合管理基金は、元年度からの新規で10億5,493万4,000円。

なお、黄金崎公園整備基金他、計5基金は同基金に統合されていますので内訳は振替が8億3,105万2,000、積立が3億14万円、取崩が7,625万8,000となっております。計4,500万円の増で、64億4,366万9,000円となった内容でございます。

5. 基金（その2）土地開発基金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

6. 基金（その3）奨学金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

百川奨学基金運用金、8万円の増で、856万2,000円。

稲葉金秋奨学金貸付基金、1万円の増で、585万6,000円。

計、9万円の増で、2,461万8,000円となった内容でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続きまして、認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

187ページおよび188ページをお開きください。

令和元年度 静岡県賀茂郡西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1億7,420万3,000万円、1億9,005万5,352円、1億8,232万4,398円、18万円、755万954円、812万1,398円。

2 款一部負担金、4,000円、0、0、0、0、マイナス4,000円。

3 款使用料及び手数料、3万円、6万4,100円、6万4,100円、0、0、3万4,100円。

4 款国庫支出金、55万1,000、55万円、55万円、0、0、マイナス1,000円。

5 款県支出金、9億6,182万1,000円、9億3,495万8,892円、9億3,495万8,892円、0、0、マイナス2,686万2,108円。

6 款財産収入、23万6,000円、23万5,892円、23万5,892円、0、0、マイナス108円。

7 款繰入金、1億109万7,000円、9,777万1,659円、9,777万1,659円、0、0、マイナス332万5,341円。

8 款繰越金、2,525万9,000円、2,525万9,078円、2,525万9,078円、0、0、78円。

9 款諸収入、679万9,000円、733万3,351円、726万5,150円、6万8,201円、0、46万6,150円。

歳入合計、12億7,000万円、12億5,622万8,324円、12億4,842万9,169円、24万8,201円、755万954円、マイナス2,157万831円でございます。

189ページおよび190ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、2,947万円、2,786万828円、0、160万9,172円、160万9,172円。

2 款保険給付費、9億4,451万2,000円、9億823万7,088円、0、3,627万4,912円、3,627万

4,912円

3款国民健康保険事業費納付金、2億5,906万7,000円、2億5,906万4,790円、0、2,210円、2,210円。

4款共同事業拠出金、1,000円、80円、0、920円、920円。

5款保健事業費、1,995万円、1,609万4,205円、0、385万5,795円、385万5,795円。

6款基金積立金、173万円、122万5,892円、0、50万4,108円、50万4,108円。

7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8款諸支出金、1,236万4,000円、1,005万5,937円、0、230万8,063円、230万8,063円。

9款予備費、290万5,000円、0、0、290万5,000円、290万5,000円。

歳出合計、12億7,000万円、12億2,253万8,820円、0、4,746万1,180円、4,746万1,180円。

歳入歳出差引残高 2,589万349円となった内容でございます。

193ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明いたします。

1. 歳入総額、12億4,842万9,000円。

2. 歳出総額、12億2,253万9,000円。

3. 歳入歳出差引額、2,589万円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、2,589万円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

194ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

国民健康保険事業基金、122万6,000円の増で、3億7,552万2,000円。

計、122万6,000円の増で、3億7,911万4,000円となった内容でございます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（山本智之君） 説明の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時22分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

会計管理者説明を続けてください。

○会計管理者（森 健君） それでは続きまして、認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

225ページおよび226ページをお願いいたします。

令和元年度 静岡県賀茂郡西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 億611万1,000円、1 億548万8,000円、1 億575万2,400円、0、マイナス26万4,400円、マイナス35万8,600円。

2 款材料及び手数料、6,000円、1 万7,100円、1 万7,100円、0、0、1 万1,100円。

3 款繰入金、1 億8,847万3,000円、1 億8,793万7,608円、1 億8,793万7,608円、0、0、マイナス53万5,392円。

4 款繰越金、75万3,000円、75万3,454円、75万3,454円、0、0、454円。

5 款諸収入、1,423万7,000円、1,409万5,385円、1,409万5,385円、0、0、マイナス14万1,615円。

歳入合計、3 億958万円、3 億829万1,547円、3 億855万5,947円、0、マイナス26万4,400円、マイナス102万4,053円でございます。

227ページ、及び228ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、259万5,000円、219万5,047円、0、39万9,953円、39万9,953円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、2 億9,269万4,000円、2 億9,176万5,615 円、0、92万8,385円、92万8,385円。

3 款諸支出金、1,423万3,000円、1,408万3,931円、0、14万9,069円、14万9,069円。

4 款予備費、5 万8,000円、0、0、5 万8,000円、5 万8,000円。

歳出合計、3 億958万円、3 億804万4,593円、0、153万5,407円、153万5,407円。

歳入歳出差引残額 51万1,354円となった内容でございます。

231ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に説明いたします。

1. 歳入総額、3 億855万6,000円。

2. 歳出総額、3 億804万5,000円。

3. 歳入歳出差引額、51万1,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、51万1,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

247ページ、および248ページをお願いいたします。

令和元年度 静岡県賀茂郡西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款保険料、3億499万3,000円、3億1,005万9,100円、3億910万4,114円、8万7,300円、86万7,686円、411万1,114円。

2 款使用料及び手数料、1万円、1万8,300円、1万8,300円、0、0、8,300円。

3 款国庫支出金、3億3,488万4,000円、3億6,787万280円、3億6,787万280円、0、0、3,298万6,280円。

4 款支払基金交付金、3億832万2,000円、3億844万円、3億844万円、0、0、11万8,000円。

5 款県支出金、1億9,550万6,000円、1億8,232万3,081円、1億8,232万3,081円、0、0、マイナス1,318万2,919円。

6 款繰入金、2億2,129万円、1億9,652万2,921円、1億9,652万2,921円、0、0、マイナス2,476万7,079円。

7 款繰越金、1億4,619万2,000円、1億4,619万2,585円、1億4,619万2,585円、0、0、585円。

8 款諸収入、80万3,000円、87万7,699円、87万7,699円、0、0、7万4,699円。

歳入合計、15億1,200万円、15億1,230万3,966円、15億1,134万8,980円、8万7,300円、86万7,686円、マイナス65万1,020円でございます。

249ページおよび250ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、3,960万8,000円、3,705万2,659円、0、255万5,341円、255万5,341円。

2 款保険給付費、12億8,647万4,000円、11億2,090万4,483円、0、1億6,556万9,517円、1億6,556万9,517円。

3 款財政安定化基金拠出金、2,000円、0、0、2,000円、2,000円。

4 款相互財政安定化事業負担金、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

5 款地域支援事業費、6,444万円、5,640万1,359円、0、803万8,641円、803万8,641円。

6 款基金積立金、5,167万6,000円、5,167万4,956円、0、1,044円、1,044円。

7 款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8 款諸支出金、6,788万8,000円、6,765万250円、0、23万7,750円、23万7,750円。

9 款予備費、191万円、0、0、191万円、191万円。

歳出合計、15億1,200万円、13億3,368万3,707円、0、1億7,831万6,293円、1億7,831万6,293円。

歳入歳出差引残額 1億7,766万5,273円となった内容でございます。

253ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明いたします。

1. 歳入総額、15億1,134万9,000円。

2. 歳出総額、13億3,368万4,000円。

3. 歳入歳出差引額、1億7,766万5,000円。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5. 実質収支額、1億7,766万5,000円。

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

254ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。

区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

介護保険介護給付等支払準備基金、5,167万6,000円の増で、1億1,149万4,000円、計も同様となった内容でございます。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

以上をもちまして、壇上からの決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 企業課長。

[企業課長 村松圭吾君登壇]

○企業課長（村松圭吾君） 決算書289ページから企業会計となります。これより、認定第5号令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定について及び認定第6号令和元年度西伊豆町温

泉事業会計決算認定について説明させていただきます。

最初に、決算書290ページからの水道事業会計決算書についてご説明します。

それでは、293ページをお願いします。令和元年度西伊豆町水道事業決算報告書です。

この報告書は予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順で、款のみ読み上げます。

第1款水道事業収益、2億2,166万9,000円、2億2,296万6,369円、129万7,369円の増です。

次に、支出です。区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。

第1款水道事業費用、2億475万5,000円、1億8,069万2,840円、2,406万2,160円。

欄外をご覧ください。損益2,841万6,587円は、当年度の純利益となります。

294ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入です。

第1款資本的収入、7,833万5,000円、6,737万8,000円、1,095万7,000円の減です。

次に、支出です。

第1款資本的支出、1億8,576万9,000円、1億6,134万8,528円、2,442万472円です。

資本的収入額は資本的支出額に不足する額9,397万528円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,382万3,555円及び過年度分損益勘定留保資金4,257万5,520円、当年度分損益勘定留保資金3,757万1,453円で補てんしました。

295ページをお願いします。令和元年度西伊豆町水道事業損益計算書です。

この計算書は、318ページから323ページまでの附属書類の収益費用明細書が内訳となっております。

1. 営業収益は1億8,925万2,882円、2. 営業費用は1億6,871万4,364円で、営業利益は2,053万8,518円です。

3. 営業外収益は1,495万9,071円。

296ページをお願いします。4. 営業外費用は708万1,002円で、営業外収支は787万8,069円、経常利益、2,841万6,587円となりました。

5. 特別利益および6 特別損失はありませんでした。当年度未処分利益剰余金は1億116万5,802円となりました。

297ページをお願いします。令和元年度西伊豆町水道事業会計剰余金計算書です。金額は、299ページからの貸借対照表に反映されております。資本合計の右下当年度末残高19億2,134万969円をご確認いただき、298ページをお願いします。

令和元年度西伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書（案）です。

右側に記載されております未処分利益剰余金、2,841万6,587円につきましては、全額利益積立金に積み立てて、繰越利益剰余金を0円とする剰余金処分案です。

299ページをお願いします。令和元年度西伊豆町水道事業貸借対照表です。

固定資産の詳細は、附属書類の324ページの有形固定資産明細書に記載されております。

それでは、資産の部からお願いします。

1. 固定資産。有形固定資産合計は18億4,772万1,953円で、300ページをお願いします。(2) 無形固定資産合計、2,367万7,796円、固定資産合計は18億7,139万9,749円となりました。

2. 流動資産。流動資産合計は5億614万2,549円で、資産合計は23億7,754万2,298円となりました。

301ページをお願いします。次に、負債の部です。

3. 固定負債。固定負債合計は5,728万8,755円です。

4. 流動負債。合計1,619万5,213円です。

5. 繰延収益。繰延収益合計は3億8,271万7,361円で、負債合計は4億5,620万1,329円となりました。

302ページをお願いします。資本の部となります。

6. 資本金は、15億362万1,287円です。

7. 剰余金。(1) 資本剰余金合計61万2,370円で、(2) 利益剰余金合計で4億1,710万7,312円、剰余金合計4億1,771万9,682円です。

資本合計19億2,134万969円は、先ほど297ページ剰余金計算書でご確認していただいた、右端、右下段の金額と同額となっております。

また、負債資本合計23億7,754万2,298円は、300ページ下段の資産合計と同額となっております。

以上雑駁ですが、水道事業会計の決算内容についての説明とさせていただきます。

続きまして、330ページをお願いします。

認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてご説明させていただきます。

決算書の333ページをお開きください。令和元年度西伊豆町温泉事業決算報告書です。

この報告書も予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額を表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額

の増減の順で、款のみ読み上げます。

第1款温泉事業収益、8,978万3,000円、9,170万4,912円、192万1,912円の増です。

次に、支出です。区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。

第1款温泉事業費用、8,673万9,000円、7,147万282円、1,526万8,718円。

欄外をご覧ください。1,730万4,630円は当年度の純利益となります。

334ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出の収入です。

第1款資本的収入、2,000円、0円、2,000円の減です。

次に、支出です。

第1款資本的支出、4,171万1,000円、3,223万円、948万1,000円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,223万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額293万円、過年度分損益勘定留保資金2,930万円で補てんしました。

335ページをお願いします。令和元年度西伊豆町温泉事業損益計算書です。

消費税抜きの金額で計算しております。

この計算書は、付属書類355ページから360ページまでの収益費用明細書が内訳となっております。

1.営業収益は8,329万2,013円、2.営業費用は6,719万158円で、営業利益1,610万1,855円となりました。

3.営業外収益は120万2,775円。336ページをお願いします。

4.営業外費用は0円で、営業外収支は120万2,775円、経常利益は1,730万4,630円となりました。

5.特別利益、6.特別損失はありませんでした。

当年度未処分利益剰余金、1,730万4,630円となりました。

337ページをお願いします。令和元年度西伊豆町温泉事業会計剰余金計算書です。

これらは、339ページからの貸借対照表に反映されております。資本合計、右下当年度末残高9億6,803万325円をご確認いただき、338ページをお願いします。

令和元年度西伊豆町温泉事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

右側に記載の未処分利益剰余金1,730万4,630円につきましては、全額利益積立金に積み立てて、繰越利益剰余金を0円とする剰余金処分案でございます。

339ページをお願いします。令和元年度西伊豆町温泉事業貸借対照表です。

固定資産の詳細は、附属資料361ページの固定資産明細書に記載されております。

それでは、資産の部からお願いします。

1. 固定資産。(1) 有形固定資産、次ページをお願いします。有形固定資産合計および固定資産合計ともに、3億6,821万2,613円となりました。

2. 流動資産。合計7億7,929万4,579円で、資産合計は11億4,750万7,192円となりました。次に、負債の部です。

3. 固定負債。固定負債合計はありませんでした。341ページをお願いします。

4. 流動負債。流動負債は、435万3,116円。

5. 繰延収益。繰延収益合計1億7,512万3,751円で、負債合計は1億7,947万6,867円です。資本の部。

6. 資本金は、4億9,160万8,863円。

7. 剰余金。(1) 資本剰余金、次ページをお願いします。資本剰余金の合計はございませんでした。(2) 利益剰余金、利益剰余金合計および剰余金合計は4億7,642万1,462円となりました。

資本合計9億6,803万325円は、先ほど337ページ剰余金計算書でご確認していただいた右下段の金額と同額になっております。

また、負債資本合計11億4,750万7,192円は、戻っていただいて340ページの下から7行目資産合計額、こちらの数字と一緒にとなっております。ご確認ください。

以上雑駁ですが、温泉事業会計の決算内容についての説明させていただきました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(山本智之君) 説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時53分

◎監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見

○議長(山本智之君) 休憩を解いて再開します。

ここで、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を求めます。

代表監査委員、山本豊君。

〔代表監査委員 山本豊君登壇〕

○監査委員（山本 豊君） 令和元年度の決算審査意見書について申し上げます。

お手元の資料、令和元年度西伊豆町決算審査意見書の1ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

令和元年度会計決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、西伊豆町長より審査に付された令和元年度西伊豆町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び同附属書について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

1. 審査の対象

- (1) 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿証書類
- (6) 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算及び関係帳簿証書類

2. 審査の期間

令和2年6月19日、7月1日・16日・20日・22日・28日・30日・31日、8月3日・5日の10日間

3. 審査の場所

役場3階議員控室、企業課事務室及び各学校・園

4. 審査の主眼点

- (1) 町長から提出された決算書、その他関係書類の様式は法令に準拠し計数は正確か。
- (2) 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。
- (3) 経費の支出限度が事業目的を達成するための必要最小限にとどまり節約の姿勢が伺えるか。

5. 審査の結果

審査に付された各歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結

果誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。更にその内容について担当課長（局長）等の説明を受け審査を実施した結果、内容も正当なものであった。

2ページをお開きください。一般会計です。

この2ページから8ページまでの計数的な部分につきましては、担当課・局から詳細な説明があらうかと思いますので、私の方はその係数に掛かる部分は割愛をさせていただきます、意見にかかる部分だけを申し上げます。

9ページをお開きください。各課別の審査結果です。

1. 各課（局）別指摘事項について

1. 各課共通

(1) 補助金交付申請について

県の補助金を活用して行う事業について、補助金の申請手続きを怠った事例があった。そのため、県の補助金が交付されず町費負担となった。事業進行にあたって、補助金の交付事務手続きはしっかりと行えるように、事務管理を徹底すること。また、今後の事故防止も含め対策を講ずること。

2. 窓口税務課

(1) 欠損処分について

欠損処分の事務手続きが3月30日の起案で、決裁と施工が同日に行われている。しかし、具体的な減額処理は4月と5月にわたって行われている。欠損処理は、調定での減額処理に匹敵するため、年度内に施行されなければならない。

今回、日常業務に追われ入力処理が遅れたという説明があったが、これでは説明とはならない。次年度の処理からは、しっかりと3月31日までに減額処理を行うこと

II. 各課（局）別指導事項について

1. 各課共通

(1) 監査調書の作成について

監査調書の作成時において、転記ミス、計算ミスが、まだ多く見られるので、監査調書の提出前に内容確認を十分にすること。

なお、これ以外には各課別の指導事項の記載はないが、表現内容の訂正や記載漏れ等、若干の課題はある。しかし、これまでの指導に対する努力の跡も見られたので、何れも口頭指

導として取り扱い、今後の注意喚起を促した。

一般会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、特別会計です。

特別会計につきましても、一般会計同様に計数的な部分につきましては割愛をさせていただきまして、意見にかかる部分だけを申し上げます。

10ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。

10ページから13ページ上段までは、計数的な部分ですので割愛させていただきます。

13ページをお開きください。一番下の所をご覧ください。

4. 指導事項

なし

14ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。

14ページから15ページ上段までは、計数的な部分ですので、割愛させていただきます。

15ページをお開きください。

1番下のところをご覧ください。

3. 指導事項

なし。

16ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。

16ページから17ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

17ページをお開きください。1番下のところをご覧ください。

3. 指導事項

なし。

続きまして、水道事業会計です。18ページをお開きください。

18ページから20ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

20ページをお開きください。中ほどをご覧ください。

8. 指摘事項

(1) 監査資料について

決算数値の誤りが見受けられた。監査の前に資料の点検を必ず行うこと。また説明しにくいものについては、補足資料を添付すること。

引き続きまして、温泉事業会計です。

21ページをお開きください。21ページと22ページにの計数的な部分は、割愛をさせていた

できます。

22ページをお開きください。一番下のところをご覧ください。

6. 指摘事項

なし。

特別会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等の審査意見について申し上げます。

お手元の資料、報告第2号令和元年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを、4枚めくっていただきますと、令和元年度健全化判断比率等報告書、健全化判断比率等審査意見書があります。その10ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

令和元年度健全化判断比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和元年度に係る健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和2年8月5日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

11ページをお開きください。令和元年度財政健全化審査意見書です。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和元年度の実質赤字額はなし。

②連結実質赤字比率

令和元年度の連結実質赤字額はなし。

③実質公債費比率

令和元年度の実質公債費比率は3.9パーセントとなり、前年度比1.3パーセントの増とな

った。この数値は3年間（平成29、30、令和元年度）を平均したもので、単年度ベースでは5.4パーセント（平成30年度2.8パーセント）に増加した。増加した理由は、旧合併特例債、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の元金償還開始によるものや、臨時財政対策債の利率の見直しによるものである。

④将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定されない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

引き続きまして、資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。

12ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 山本豊、同じく高橋敬治。

令和元年度資金不足比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和元年度に係る資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和2年8月5日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

13ページをお開きください。令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見

資金不足比率での計算過程において、水道事業会計の剰余金は4億9,704万1,000円となり、資金不足額は生じていない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

14ページをお開きください。令和元年度温泉事業会計経営健全化審査意見書です。

1. 審査の概要、これは水道事業会計と同じですので割愛させていただきます。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、温泉事業会計の剰余額は7億7,494万3,000円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 以上で、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を終わります。

山本監査委員、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時15分

◎認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、質疑に入ります。

質疑につきましては、決算審査会が予定されていますので大綱質疑といたします。

初めに、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 一般会計で、とりわけ令和元年度に、産直はんばた市場を建設された

わけですけどね、当初交付金申請等で県・国に提出された計画書と現況で、コロナ禍というのがありますけど、現況はどういうふうに捉えていらっしゃるのか。その点をお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） コロナ禍というのを増山さんもおっしゃいましたように、当初3月の下旬からオープンさせようというふうに思っていたんですけども、結果的には4月7日から緊急事態宣言も出て、それも延びてきたということで、5月の確か23日か24日ぐらいからオープンをしております。また、ゴールデンウィークも当然そこでなくなったわけでございますし、夏の期間についても、今年は天候もよく海水浴にはうってつけの年ではございましたけども、なかなか来遊のお客さまを呼び寄せることができないというか、そういったなかなか難しい状況でございますので、当然計画したほどのお客さまは入っていないのは事実でございます。

ただ、計画した当初に比べますと、電気代であったりとか、経費が計画よりは軽まって数字が出ているというようなこともございますので、またそのものを、今後精査しながら、次年度に向けて今も行い、また来年に向けての準備をしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） これを建設する場合の大きな目的ですね。第1次産業の振興を図るといふ触れ込みだったんですけどね。その点、地元の農業者、あるいは漁業者の状況は現在どのようなになっているんでしょう。その点をお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 全体的な売り上げというか、その農業者の所得が伸びたかというのは、まだなかなか全体像としては見えてこないわけでございますけども、今までそういった地の方がお出しになられている所というのは数少なく、また松崎の寄り道売店さんなどに出されていた方も多かったわけでございますけども、この産直を出すことによって、そういった方々が町内の所に出していただける。

またそこに作られた方のお名前も出てきますので、町民の方もこういう方が作っているものなんだなということで、手にしていただける機会が増えたのではなかろうかというふうに思っております。

ただ野菜の場合は作付けをしてということで計画的にやっていきますので、なかなか急激に増えるということは難しいわけでございますが、漁業者の方は、今年は東京などに卸した

としても、なかなか魚の客単がつかないというようなところがありますけども、西伊豆町のはんばたの所では、生け簀でそのままあってですね、生き締めにして販売することも今可能ということでやっておりますから、漁業者はこのコロナで外に出せないところはありますけど、あれがあったおかげで町内での販売であったりとか、また来たお客様にそういった新鮮な魚を提供する機会というのは増えて、良くも悪くもそのコロナの影響であれがあってよかったというような状態もあるのではなかろうかというふうに思っております。

ただ、今年はオープンした年なので、お客様が多く入るといった傾向もあるかもしれませんが、これは来年度以降もしっかりとそこにお客さんが定着していただけるように、漁業者、農業者の皆様にもご協力いただきながら、産地直売所が活性化するような務めは今後ともしていきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） とりわけもう一つ聞きたいのは、インターネットでの販売というのをね、これも目玉の一つだったと思うんですよ。これはコロナとは直接関係ないんでね、現況どうなったいるのだ。西伊豆の特産物、あるいはふるさ納税に関連して、このはんばた市場をどういうふうを活用されているのか、そのへんわかりましたら、教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 海産物特に干物などに関しては、はんばた市場を介さずとも、すでに業者さんのほうに直接ということがありますので、生の魚や冷凍した魚をどうするのかということになろうかと思えます。

せんだって先月の末ぐらいですかね、はんばたから直送をして、これはもうお刺身にする寸前の状態ですね、送りましてインターネット上でウェブ飲み会みたいなものをやりながら、今日お届けしたものは、こういうふうに捌くとか、こういうふうに切ると美味しいですよとかというようなことの、今、会議も始めております。そういったもので、どこかのストアであったりとか市場を介さなくても直接はんばた市場からご自宅にそういったものを送れるということ、今もう取り組み始めておりますので、そういったものが広く普及することによって、直接そういった中間マージンを抜かれずに販売できるのではなかろうかというふうには思っております。

ただ、そうは言いますが、なかなか個人のお客さままでということになると、数がはけないわけでございますから、本来であれば東京都内のお店などにそういったものを通じて販売すれば販売ルートも増えますし、また数もいっぺんに出ていきますのでやりたいのですが、

なかなかそういった所も今、都内の飲食店もコロナの影響でというのがありますから難しいですけども、先ほど補正予算を通していただいたようなものの取り組みでうまく広報ができればというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山本智之君） 次に、認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 介護保険について、3年ごとに見直しなんですけど、現況その令和元年、そして令和1年というか、介護保険が県下で一番高いという状況になったわけなんですけど、

これについていろんな事業で、取り組んでいると思うんですけども、その状況はどんな状況でしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 第6期に比べますと第7期はたぶん1,000円以上の値上げをしなければいけないということで、今7,000円になっているかと思います。この7期は今年の令和2年度が最終年度ということで、計画を立てる上では3年分、要は右に上がっていくのを3年間平均でならして、それ以上出ないような金額の設定をして7,000円になったわけでございますので、平成30年度は当然目標値よりも少なくいくという目算あり、令和元年度はとんとん、令和2年度で少し出て平たく流せばと思っておりましたが、先ほど議員もおっしゃいましたように、健康マイレージ事業であったりとか、いろんな取組みを町でも始めております。

結果、今どういう状況かというふうに言うと、思った以上に皆さん健康に留意をさせていただきまして、町内でも30数か所、約40か所近い所でラジオ体操も展開をしてくれているということで、まだ次年度の第9、第8期の計画は出てきておりませんが、今までの予想ですと、7期、8期、9期にはもう1万円にいくんではなかろうかと。

要はそうすると中を取るとですね、8期の時には8,500円を設定しなければいけないんじゃないかというようなのがありましたけど、そこまで値段を上げなくても、どうも8期は乗り切れそうなぐらい安定してきているところまで来ておりますので、引き続き住民の皆様ご自身にも健康に気遣っていただきながら、お財布にも優しい介護保険料に設定できればというふうに思っております。状況としますと予想以上にいい状況で今進んでいるということでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、認定第1号から認定第6号までの6会計については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、
認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての4会計については、第1常任委員会に、
認定第5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定について、
認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての2会計については、第2常任委員会に、それぞれ付託することを決定しました。

◎休会の議決

○議長（山本智之君） お諮りします。

9月4日から10日までの7日間、委員会審査等のため休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から10日までの7日間、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分